

## 第4章



## 施策

### 1 施策の方向性

### 2 施策

- 基本目標1 ゼロカーボンがつなぐ  
幸せを実感できる環境のまち
- 基本目標2 気候変動に備え 地球に適応するまち
- 基本目標3 資源を大切にすゝる 循環のまち
- 基本目標4 きれいな空気・水・クリーンな住環境を  
感じる 安心・健康のまち
- 基本目標5 自然の恵みと共生し  
ネイチャーポジティブを実現するまち
- 基本目標6 学び、育て、主体的に行動する  
環境人づくり

# 4 施策

---

## 将来像と6つの基本目標の達成に向け、区民・事業者・区の協創のもと取組を推進

### 各項の構成

6つの基本目標の達成に向け、それぞれ以下の内容を示します。

#### (1) 現状と課題

各分野の環境の現状をデータとともに整理し、今後取り組むべき課題を示します。

#### (2) 基本目標の達成に向けた施策

課題を踏まえ、令和17(2035)年度に向けて進める施策の考え方を示します。

#### (3) 施策の目標・指標

計画の進行管理を適切に行うため、実施した施策・取組の成果を評価するための指標設定の考え方と各指標の現状値、中間値、目標値を示します。

また、包含する次の個別計画の目標も本項に含みます。

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」

「地域気候変動適応計画」

「生物多様性地域戦略」

「環境教育等行動計画」

#### (4) 各施策の取組内容

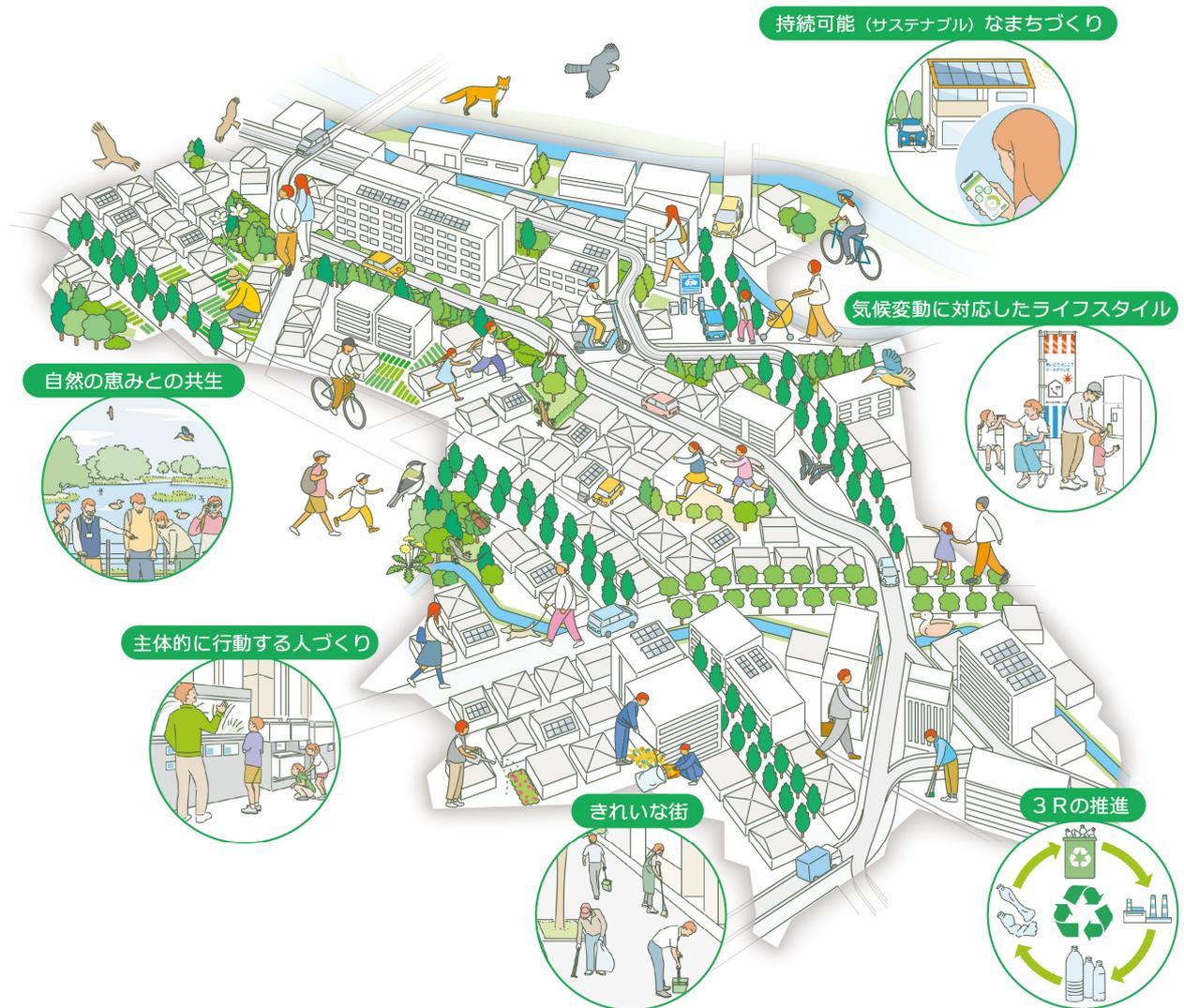
「基本目標の達成に向けた施策」を踏まえた、具体的な取組内容を示します。

#### (5) 各主体の取組

基本目標の達成に向け、区民、事業者、区のそれぞれが取り組むことを記載します。

# 1 施策の方向性

区民・事業者・区の協働により、6つの基本目標に沿って施策を進め、将来像の実現をめざします。

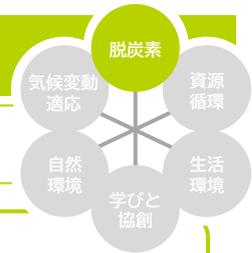


将来イメージ

## 2 施策

### 基本目標 1

包含する計画 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）  
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）



## ゼロカーボン がつなく 幸せを実感できる環境のまち

幸せを実感することができるまちづくり（環境まちづくり）、ゼロカーボンをめざします。

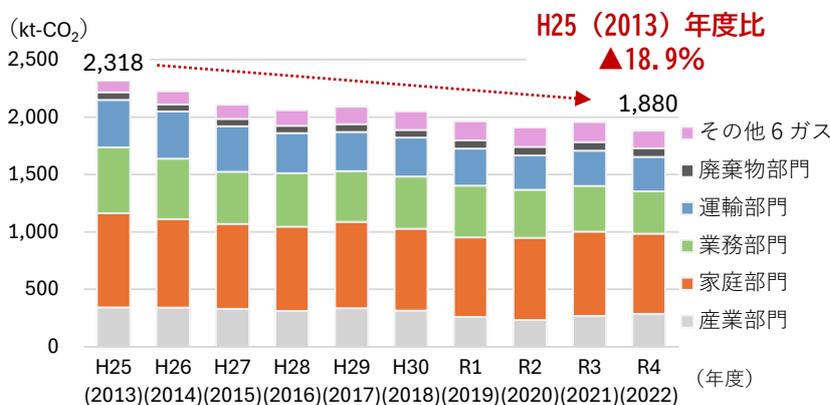
### （1）現状と課題

#### ①板橋区における温室効果ガスの排出状況

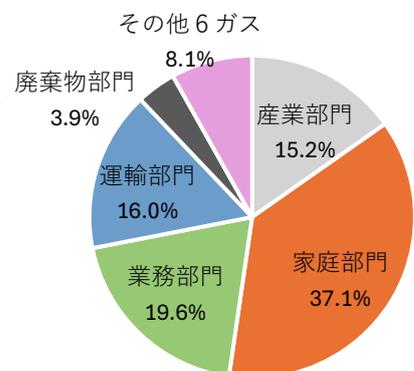
温室効果ガス排出量、エネルギー消費量は平成 25（2013）年度比で削減が進んでいるものの、全体の約4割を占める家庭部門の削減は他部門と比較して停滞

区内の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量は、ともに平成 25（2013）年度より減少しています。令和 4（2022）年度の温室効果ガス排出量は、平成 25（2013）年度比で 18.9%減少、エネルギー消費量は同 15.6%減少しています。温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の約4割を家庭部門が占めている板橋区では、コロナ禍における在宅時間の増加を背景に、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量とも令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度にかけ増加したものの、令和 4（2022）年度に再び減少に転じています。

また、家庭部門については、温室効果ガス排出量が平成 25（2013）年度比で 14.9%減にとどまっています。世帯当たりエネルギー消費量が同 12.6%減にとどまっていることに加え、世帯数が増加していることも影響し、他部門と比較して温室効果ガス排出量、エネルギー消費量は十分に削減が進んでいない状況にあります。

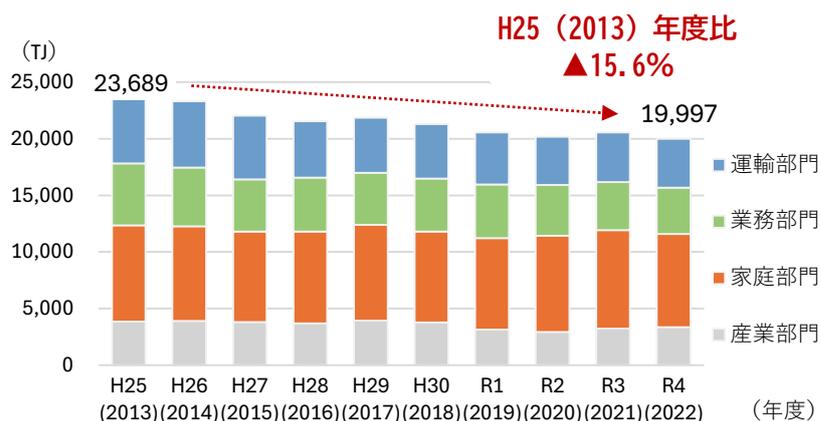


区内温室効果ガス排出量

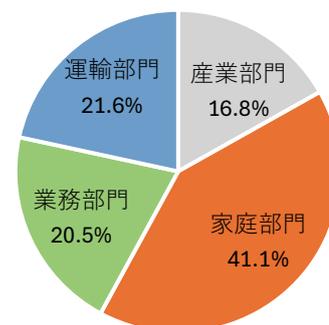


令和 4（2022）年度構成比

（「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より）



区内エネルギー消費量



令和4 (2022) 年度構成比

(「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より)

### ◆課題

- ・ ゼロカーボンの実現に向けて、区民や事業者の省エネルギー活動をはじめとした温室効果ガスの排出量抑制の取組を一層推進していく必要があります。さらに、その推進にあたっては、幅広い視点をもって進める必要があります。
- ・ 現在の対策の多くは、家庭や事業所を対象としたものですが、まちづくりなどより広いフィールドでの取組に広げていくことが重要です。
- ・ 区民の環境活動に対する支援については、より多くの区民に浸透するよう、効果的な手法を検討し、実施していく必要があります。事業者の環境活動に対する支援についても、一層の充実を図る必要があります。

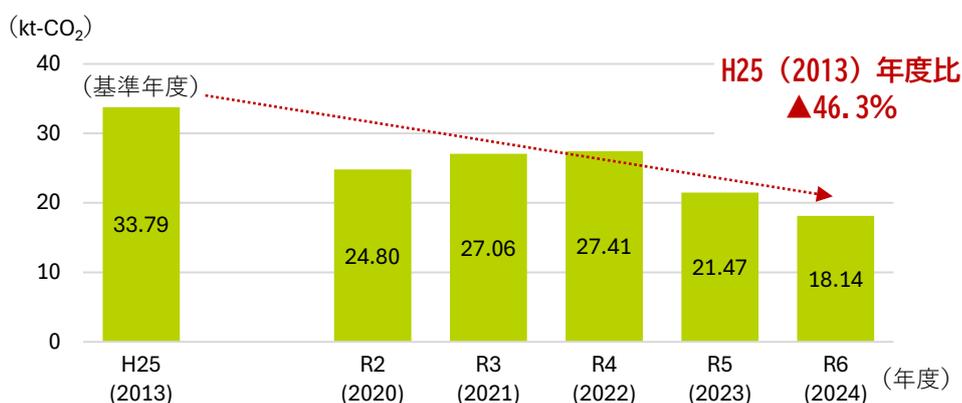
## ②区施設における温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出状況

板橋区は、令和4（2022）年1月に「板橋区ゼロカーボンシティ」を表明し、その旗振り役として、区施設における温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出削減のための取組を推進することが期待されています。

「板橋区地球温暖化対策実行計画 2025（事務事業編）」では、区の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量について、基準年度（平成25（2013）年度）比で令和12（2030）年度までに51%削減することを中期目標とし、削減に向けた取組を推進してきました。

令和6（2024）年度の区施設における温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量は、二酸化炭素換算で18.14kt-CO<sub>2</sub><sup>※</sup>で、基準年度比で46.3%削減となりました。

※当該排出量は、再生可能エネルギーの利用等によって削減された排出量を考慮に入れた排出係数（電力使用量など活動量あたりの温室効果ガスの排出量を示すもの/環境省が公表）に基づき算出したもの。



区施設における温室効果ガス総排出量

### ◆課題

- ・ 区施設における温室効果ガス排出量の削減は着実に進んでいます。ゼロカーボンの実現に向け、建物のゼロエミッション化、設備機器の更新など、ハード面の対策を計画的に進めていくことが必要です。
- ・ 区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入が、温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献しています。更なる削減に向け、引き続き推進していくことが必要です。

## (2) 基本目標の達成に向けた施策

### 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

#### ① ゼロカーボンを通じた持続可能（サステナブル）なまちづくり

ア ゼロカーボンの取組を、都市づくり（都市計画・交通等）、建築、みどり・水、健康、防災・減災をはじめとした多分野につなげ、持続可能（サステナブル）なまちづくりを推進します。

イ 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の削減にとどまらず、まちや区民の生活に温もりや潤いをもたらすゼロカーボンの取組を推進します。

#### ② 区民及び事業者等による省エネルギーをはじめとした環境行動の推進

区民や事業者等が、一人ひとりができる範囲で省エネルギーや創エネルギーをはじめとした環境に配慮した行動を行い、これを後押しするツールを活用し、地域全体に広めていきます。

#### ③ スマートシティとの連携

持続可能なスマートシティの実現に向けて、環境分野をはじめ多分野が連携した取組を進め、それぞれの取組の効果を重なり合わせ、シナジーの発揮を図っていきます。

※スマートシティ

先進技術の活用、デジタルやデータの活用、マネジメント（システムやサービス）の高度化（ゼロカーボンを含む）により、区民の生活を豊かにするまちづくり。

### 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

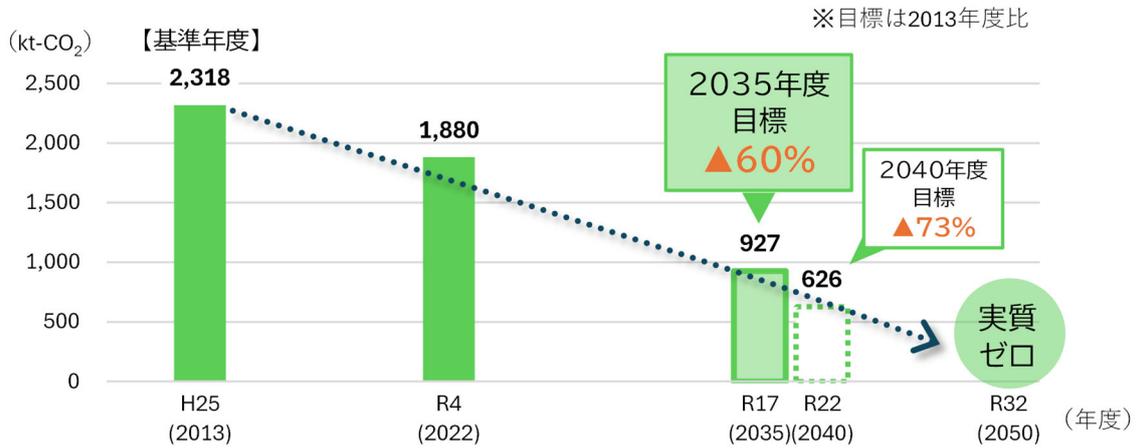
#### ④ 区の率先行動

ゼロカーボンの実現に向け、環境負荷を低減させるため、区施設のゼロエミッション化や再生可能エネルギー100%電力への切り替え、環境配慮製品の購入をはじめとした率先行動に取り組めます。

### (3) 施策の目標・指標

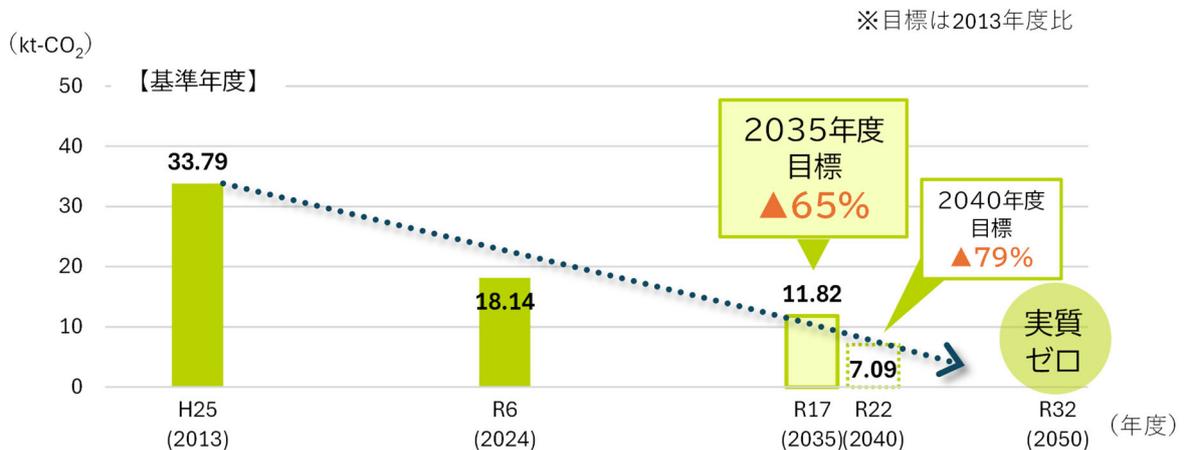
#### 区内における温室効果ガス排出削減目標

2035年度において、2013年度比 **60%** 削減



#### 区施設における温室効果ガス排出削減目標

2035年度において、2013年度比 **65%** 削減



## ◆各施策の目標・指標

エネルギー・資源の効率的な利用の結果として削減される「区域における温室効果ガス排出量」を把握します。

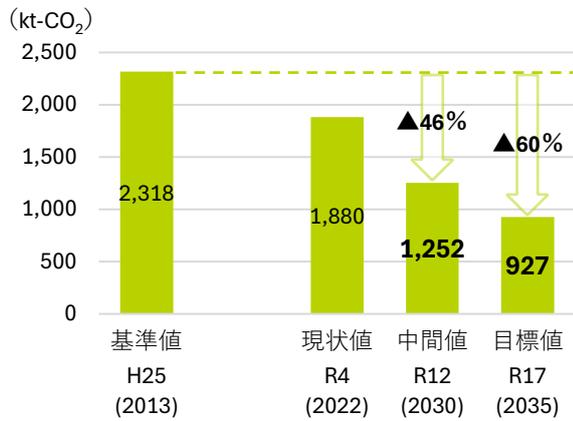
「区内における温室効果ガス排出量」は、国（環境省）の地球温暖化対策計画で掲げる目標（2013年度比で2030年度46%、2035年度60%、2040年度73%削減）に準拠した目標を設定していますが、国が「吸収源」を含め算出しているのに対し、区では「吸収源」なしで算出しており、国に比べより多くの温室効果ガス排出量の削減を要する目標となっています。

併せて、率先垂範として、エネルギー・資源の効率的な利用の結果として削減される「区施設における温室効果ガス排出量」を把握します。

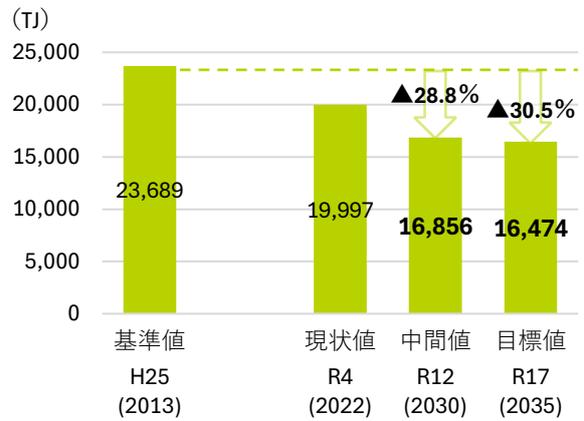
これらの達成に向け、温室効果ガス排出の主要因である「区内におけるエネルギー消費量」と、二酸化炭素排出量の4割を占める「家庭部門の二酸化炭素排出量」を把握します。

指標 ★=新しい指標	基準値 平成25(2013)年	現状値	中間値 令和12(2030)年	目標値 令和17(2035)年
区内における 温室効果ガス排出量	2,318 kt-CO <sub>2</sub>	1,880 kt-CO <sub>2</sub> 令和4(2022)年度実績	1,252 kt-CO <sub>2</sub> 基準値の46%削減	927 kt-CO <sub>2</sub> 基準値の60%削減
区内における エネルギー消費量	23,689 TJ	19,997 TJ 令和4(2022)年度実績	16,856 TJ 基準値の28.8%削減	16,474 TJ 基準値の30.5%削減
★家庭部門における 二酸化炭素排出量	820 kt-CO <sub>2</sub>	697 kt-CO <sub>2</sub> 令和4(2022)年度実績	443 kt-CO <sub>2</sub> 基準値の46%削減	328 kt-CO <sub>2</sub> 基準値の60%削減
区施設における 温室効果ガス排出量	33.79 kt-CO <sub>2</sub>	18.14 kt-CO <sub>2</sub> 令和6(2024)年度実績	16.55 kt-CO <sub>2</sub> 基準値の51%削減	11.82 kt-CO <sub>2</sub> 基準値の65%削減

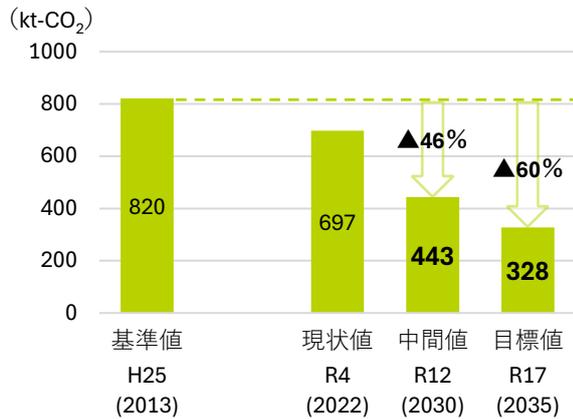
### 区内における温室効果ガス排出量



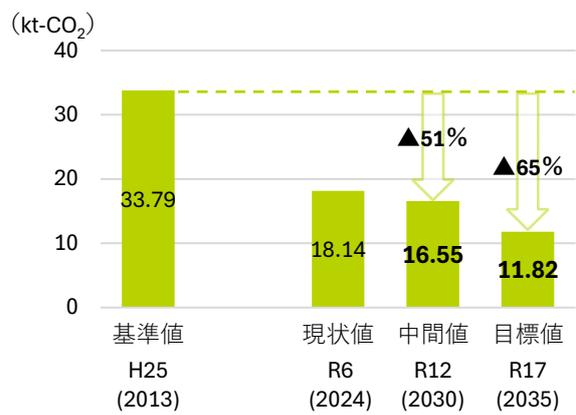
### 区内におけるエネルギー消費量



### 家庭部門における二酸化炭素排出量



### 区施設における温室効果ガス排出量



## (4) 各施策の取組内容

### ① ゼロカーボンを通じた持続可能（サステナブル）なまちづくり

ゼロカーボンに向けた取組は、世界的な取組となっており、日本においても国や東京都を含め各自治体において様々な取組が展開されています。それらの取組は、幅広い分野に跨っていることから「点」としての取組になりがちですが、これを「面」としての取組にステップアップし、環境にやさしい持続可能なまちづくりを進めていきます。

#### ● まちづくりにおけるゼロカーボン等の取組

- 区内におけるまちづくり（再開発等）を契機として、ゼロカーボンを含め、環境に配慮した整備（エネルギー・建築物・緑など）に取り組み、将来にわたった豊かなまち（環境まちづくり）を維持していきます（サステナブル）。

取組にあたっては、公共施設を中心とした建築物のゼロエミッション化や、クリーンエネルギーの活用（再生可能エネルギー100%電力導入等）をはじめ多角的な取組を進めていきます。また、ライフサイクルカーボンの視点での温室効果ガス排出量の評価を検討するなど、ゼロカーボンの取組の裾野を広げていきます。

- 「環境まちづくり」の視点を踏まえ、「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」を通し、ZEB化を含め建築物の高断熱化やエネルギー性能の高い設備の導入をはじめとした取組を推進し、温室効果ガス排出量削減の効果の高い取組を誘導していきます。



再生可能エネルギー100%電力の地産地消  
(MFLP LOGIFRONT 東京板橋)

#### ● まちや区民生活にぬくもりをもたらす取組

- 地域のゼロカーボン（温室効果ガス実質ゼロ）に向けた取組において、CO<sub>2</sub>排出量の削減にとどまらず、まちや暮らしにぬくもり（木質化・断熱化）をもたらす環境負荷の抑制のための建築や住まいづくりを誘導していくことで、環境保全の恵みを実感できるまちづくりの観点を踏まえたゼロカーボンシティの実現を推進します。

#### ● ひとを中心としたウォークブルなまちづくりと交通のグリーン化の推進

- 居心地がよく歩きたくなる移動環境の整備、自転車利用環境の整備など、徒歩や自転車で移動しやすいひとを中心としたウォークブルなまちづくりを推進します。
- エコカー（低燃費・ハイブリッド・電気・水素）への乗換え、バス・タクシーなどの公共交通機関の利用、モビリティのシェアリングの活用など、環境負荷の少ない移動手段への転換を促進します。

また、ゼロカーボン（温室効果ガス実質ゼロ）に向けては、EV（電気自動車）の普及をはじめ交通分野のゼロエミッション化も重要な取組であり、国や東京都の施策と連携し、進めていきます。

## ② 区民及び事業者等による省エネルギーをはじめとした環境行動の推進

区民及び事業者等が、継続して次世代に豊かな環境を引き継ぐゼロカーボンの実現に向けて取り組む地域社会の実現をめざします。

### ● 家庭や事業所における環境にやさしい行動の促進

- ・ 区民の日常生活における環境に貢献する活動を含め、環境活動インセンティブポイント制度である「いたばし環境アクションポイント制度」のバージョンアップに取り組み、区民及び事業者等の環境行動の裾野を広げていきます。
- ・ 事業所におけるエコアクション、環境マネジメントシステムの運用など環境に配慮した活動の支援を通じて、事業者の脱炭素化に向けた取組を促進します。
- ・ 区民及び事業者等による省エネルギーをはじめとした環境行動の状況や効果を、各種ツール（仕組み）を活用して把握していきます。

### ● 省エネルギー機器の導入、再生可能エネルギーの利用促進

- ・ 電気・ガスの使用量削減、省エネ家電の切り替え購入、太陽光発電システムの設置、再生可能エネルギー100%電力への切り替え導入をはじめとした省エネルギー・創エネルギーの取組や、新築・改築時のZEH化・ZEB化の促進に向け、これを後押しするツール（仕組み）を活用した施策に取り組むとともに、国や東京都の支援事業等の情報提供を進めます。



ZEHのイメージ



### 原材料の調達から廃棄・リサイクルまでを見据える“ライフサイクルカーボン”

温室効果ガス削減の取組は、これまで家庭や事業所などにおける省エネルギーや再生可能エネルギーの利用、廃棄物の削減などに焦点が当てられてきました。近年では、製品や建築物の原材料の調達に始まり、製造、輸送、使用、廃棄・リサイクルに至る一連のプロセスを通じて温室効果ガス排出量を削減することが重視され始めています。

国の「地球温暖化対策計画」（令和7（2025）年2月閣議決定）では、分野横断的な施策の一つに住宅・建築物のライフサイクルカーボン削減を掲げ、使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO<sub>2</sub>の削減を進めていくため、脱炭素への投資によって市場に供給された建材・設備の価値が評価される環境整備や、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価を促進する仕組みづくりを進めていくとしています。

### ③スマートシティとの連携

先進技術の活用、DX（デジタルやデータ）の活用、マネジメント（システムやサービス）の高度化をはじめとした新たな資源や技術を活用し、区民生活の質やまちの幸福感を高める、持続可能（サステナブル）なまちづくりであるスマートシティの実現に取り組んでいきます。

#### ● 地域の資源や技術の活用（連携）

- 電気自動車や電動バイク（EVバイク）の利用を支える充電設備の確保やシェアリングサービスの提供を民間事業者と連携して進めていきます。



区有地に設置したEVバイク  
バッテリーステーション

#### ● 先端技術の活用

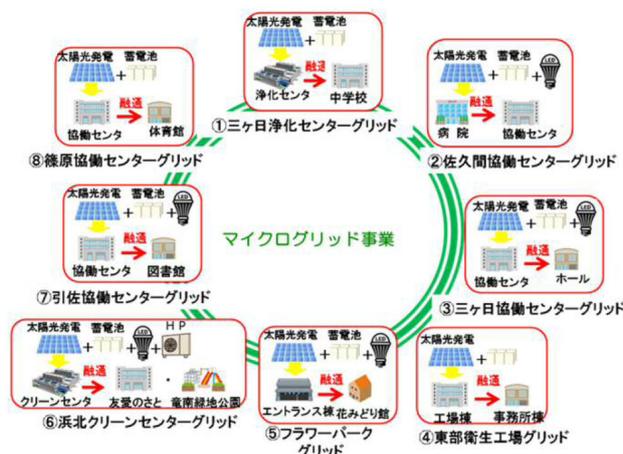
- ペロブスカイト太陽電池、住宅・ビルのエネルギー管理システム（HEMS・BEMS）やICTを用いたエネルギー需給調整など、先端技術の活用や実装に向け、区施設における率先導入、区内のまちづくりにおける導入検討などに取り組みます。



## エネルギーの効率的利用とレジリエンス向上の両立 “浜松グリッド8”

静岡県西部に位置する浜松市は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「エネルギー・スマートシティ」を掲げて官民連携で様々な取組を進めています。

その取組の一つが、「浜松グリッド8」の構築です。この取組は、複数の公共施設を対象に、隣接する施設間で電気を融通する8つのマイクログリッド※を形成し、太陽光発電設備や省エネ設備の導入、エネルギーマネジメントシステムによる電力制御を行う自立分散型エネルギーシステムを構築し、運用するものです。これにより、エネルギーの効率的利用と地域のレジリエンス向上を同時に実現することが期待されています。



浜松グリッド8の概要

（「令和5年度浜松市カーボンニュートラル推進計画」より）

※ マイクログリッド

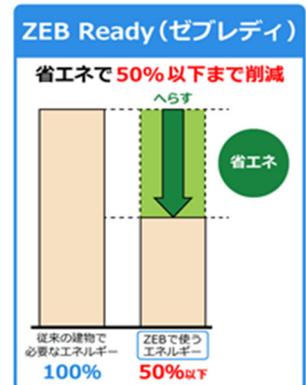
平常時は域内の電力需給の状況を把握し、災害時等による大規模停電時には自立して電力を供給できるエネルギーシステムのこと。

## 4 区の率先行動

区民・事業者とともに、豊かな暮らしを支える積極的な環境配慮の取組を進めていくために、引き続き、区の率先行動を進めます。

### ● 区施設のZEB化を含めたゼロエミッション化

- ・ 板橋区環境マネジメントシステムにおける「板橋区公共施設 省エネルギー・環境配慮設備等導入基準」に基づき、区施設に係る環境に配慮した計画及び設計等によりゼロエミッション化を推進していきます。
- ・ その中で、国の建築物に係る省エネ性能上げの動向を鑑み、区施設のZEB化及びZEH化（太陽光発電システムの適用を含む）を推進していきます。庁舎及び学校等の新築・改築においては、ZEB Ready（10,000 m<sup>2</sup>以上の建物は ZEB Oriented）基準以上の施設整備を行うほか、全面改修（長寿命化改修を含む）を行う施設についても積極的にZEB化を推進していきます。
- ・ その他の施設においても、高断熱化、LED化、高効率空調機器の導入、電力以外のエネルギーの脱炭素化に向けた検討など、利用可能な技術を活用し、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）削減を図っていきます。



ZEB Ready の考え方

### ● 庁内プラスチック・スマートの推進

- ・ プラスチック・スマートは、製造や焼却の過程で発生する二酸化炭素が地球温暖化にも影響を与えているプラスチック製品の使用抑制を図ることを目的とした取組です。区役所において、マイボトルの推進（ウォーターサーバーの設置）などに取り組みます。

区役所本庁舎に設置したウォーターサーバー



### ● 区の環境改善活動の推進

- ・ 区が、事業者として、環境方針の実現に向けた活動を、計画・実施・評価・改善していく仕組みである板橋区環境マネジメントシステムに基づき、課題解決を踏まえ、環境改善活動の向上を図ります。

## (5) 各主体の取組

### 区民の取組



- ・ 可能な範囲で、電気及びガスのエネルギー使用量の削減に取り組みます。
- ・ 家電や給湯器などのエネルギー機器の更新時に、省エネルギー性能の高い機器への買い替えを積極的に進めます。
- ・ 再生可能エネルギー電力への切り替え導入や、災害時の活用を考慮した太陽光発電などの再生可能エネルギー設備、蓄電池などの導入を積極的に進めます。
- ・ 住宅の改築等に際し、Z E H化や断熱性能向上など、環境性能の高い住宅となるように努めます。
- ・ 自家用車に過度に頼らない多様な移動手段の利用に努めます。

### 事業者の取組



- ・ 可能な範囲で、電気及びガスのエネルギー使用量の削減に取り組みます。
- ・ エネルギー機器の更新時に、省エネルギー性能の高い機器への買い替えを積極的に進めます。
- ・ 再生可能エネルギー電力への切り替え導入や、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備、蓄電池の導入を積極的に進めるとともに、災害時の活用を考慮した停電対応型コージェネレーションなどの導入を検討します。
- ・ 建物の新築・改築等に際し、Z E B化・Z E H化や断熱性能向上など、環境性能の高い建築物となるように努めます。

### 区の取組



- ・ 区施設の電気及びガスのエネルギー使用量の削減に取り組みます。
- ・ 区施設のZ E B化・Z E H化（太陽光発電システムの適用を含む）、照明設備のL E D化など、ゼロエミッション化を進めます。
- ・ 区施設における再生可能エネルギー100%電力への切り替え導入を進めます。
- ・ 環境マネジメントシステムに基づく環境改善活動の向上に取り組みます。
- ・ まちづくりと連携した環境負荷を低減する取組を進めます。



## エネルギーのさらなる脱炭素化を実現する“次世代エネルギー”

2040年に向けては、電化が困難であるなど、脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を推進していくことが求められています。その中で、着目されているのが、次世代エネルギーです。燃料電池自動車に用いられる水素をはじめ、合成メタン（e-methane）、アンモニア、合成燃料（e-fuel）など実用化に向けた技術開発が進んでいます。

### 水素

- ・ 電気を使って水から取り出すことができるほか、石油や天然ガスなどの化石燃料、メタノールやエタノール、下水汚泥、廃プラスチックなど、さまざまな資源からつくることができる。
- ・ 酸素と結びつけることで発電したり、燃焼させて熱エネルギーとして利用することができ、その際にCO<sub>2</sub>を排出しないことからエネルギーの脱炭素化に寄与する。

### 合成メタン (e-methane)

- ・ 水素とCO<sub>2</sub>から合成（メタネーション）されるメタン。
- ・ 排ガス等から回収したCO<sub>2</sub>を原料として再利用するため、燃焼時に大気中のCO<sub>2</sub>は実質的に増えない。また、再生可能エネルギー等を利用して製造した水素を用いることで、カーボンニュートラルなエネルギーとなる。
- ・ 天然ガスとほぼ同じ成分であるため、既存のインフラ等を利用でき、ガスの円滑な脱炭素に寄与する。

### アンモニア

- ・ 水素（H）と窒素（N）で構成され、燃焼時にCO<sub>2</sub>を排出しない。
- ・ アンモニアだけをエネルギー源とした発電を視野に入れた技術開発が進められている。
- ・ 石炭火力発電に混ぜて燃やす（混焼する）ことでもCO<sub>2</sub>の排出量を抑えることが可能であり、実証実験が進められている。

### 合成燃料 (e-fuel)

- ・ 水素とCO<sub>2</sub>を合成して製造される燃料。
- ・ 合成メタンと同じく、排ガス等から回収したCO<sub>2</sub>と、再生可能エネルギー等を利用して製造した水素を用いることで、カーボンニュートラルなエネルギーとなる。
- ・ 動力源を電気・水素エネルギーに転換させることが難しい大型車や航空機などの燃料としての活用が期待されている。

## 基本目標 2

包含する計画 地域気候変動適応計画

気候変動に備え **地球に適応** するまち

熱中症対策・水害対策等に取り組み、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

## (1) 現状と課題

【これまでの変化】年平均気温が上昇傾向

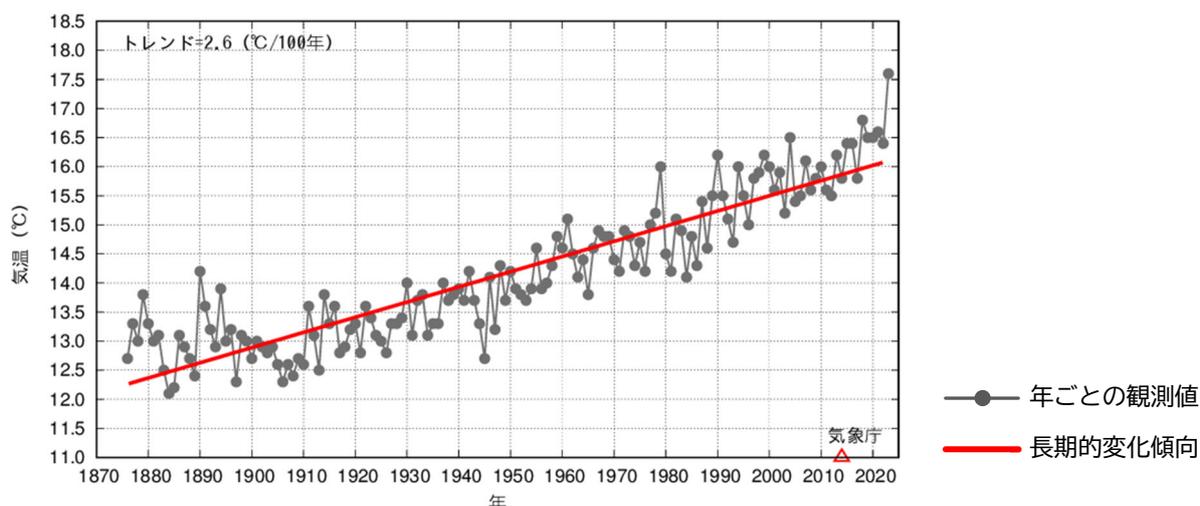
【将来の変化予測】気温は現在よりも上昇、真夏日・猛暑日・熱帯夜、短時間強雨が増加する予測

## ●これまでの変化

板橋区を含む東京都の年平均気温は上昇傾向にあり、真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加傾向にあります。

雨の降り方についても、関東甲信地方において1時間降水量50mm以上の回数に増加傾向が現れています。

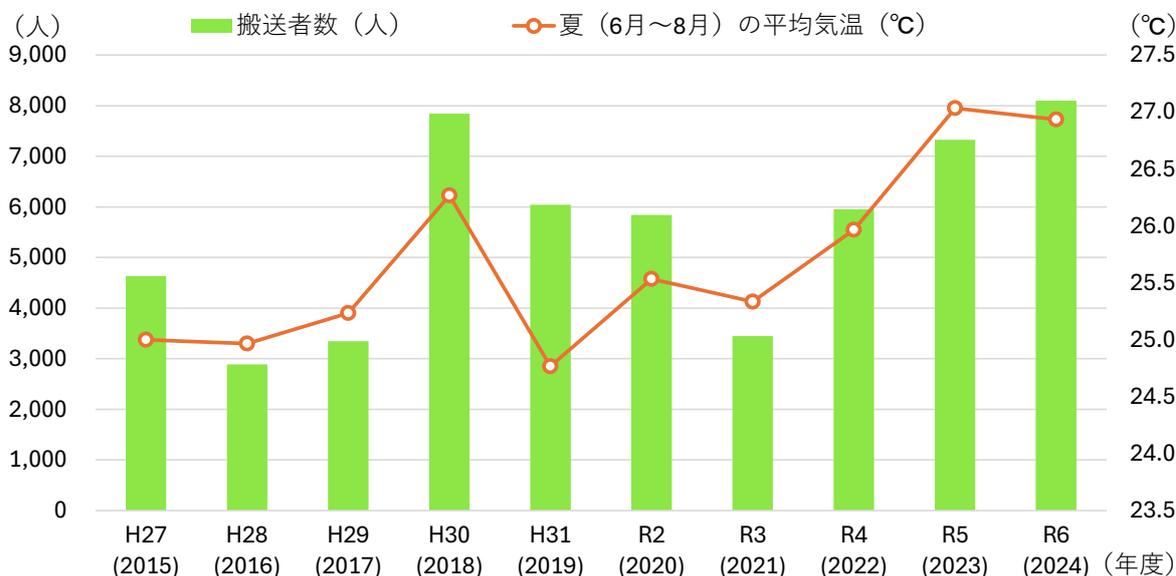
また、昭和55(1980)年から令和元(2019)年までの40年間の観測データによると、太平洋側の地域に接近する台風の接近数が増加傾向にあります。加えて、強い強度の台風の接近頻度が増えているとともに、移動速度が遅くなっており、台風による影響時間が長くなっています。



東京の年平均気温 (1876-2023年)

(気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT) (気象庁作成, [https://adaptation-platform.nies.go.jp/data/jma-obs/index.html]) より)

板橋区を含む東京都における熱中症による救急搬送者数は、令和6（2024）年度に約8,000人となっており、過去最多を記録しました。



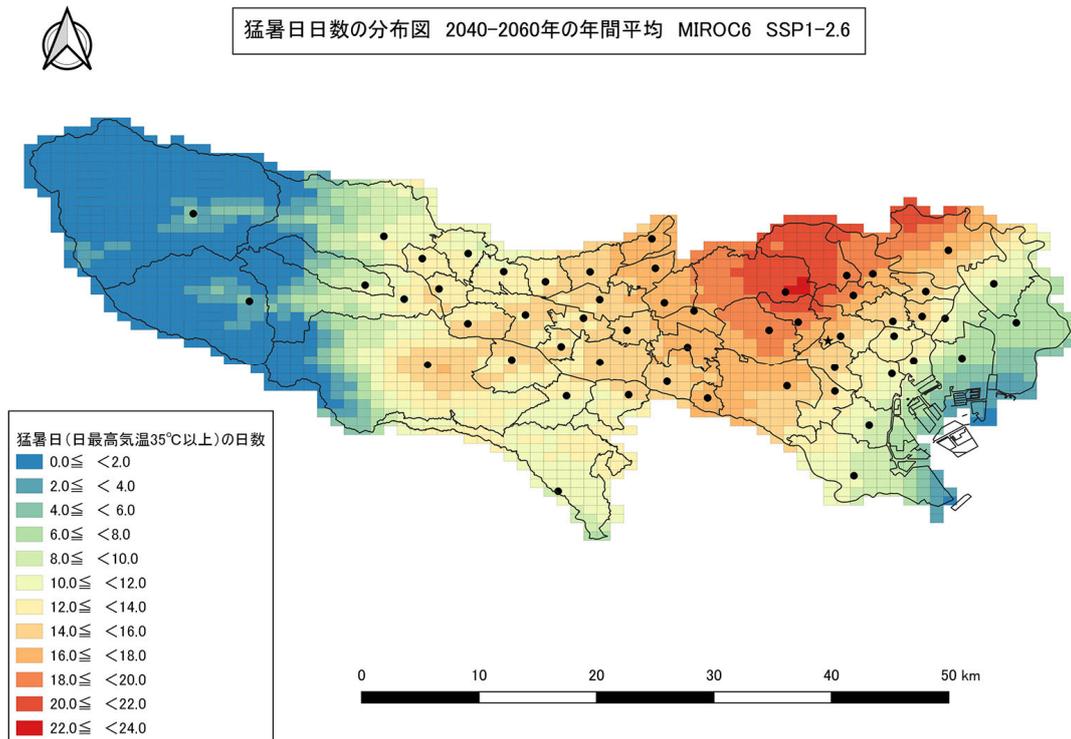
東京都における熱中症による救急搬送者数の推移

(総務省「熱中症情報 過去のデータ一覧（平成27年～令和6年）」及び気象庁「東京（東京都）日平均気温の月平均値（°C）」を基に作成）

## ●将来の変化予測

現在よりも気温が上昇すると予測されており、真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加すると予測されています。気象庁等が行ったシミュレーションでは、現時点を超える地球温暖化対策が行われなかったケースでは、21世紀末に猛暑日が30日程度増加するという結果が示されています。これらの変化は、熱中症発症リスクの増加をはじめ、睡眠の質の低下やだるさ、疲労感などの身体機能の低下や心身ストレスなど、健康に広く影響することが懸念されています。

また、短時間強雨の増加、個々の短時間強雨の深刻化や、台風に伴う降水量の増加も予測されています。その影響として、浸水被害の甚大化や頻発化が想定されます。



猛暑日日数の分布図（2040-2060年の年間平均）

（東京都気候変動適応センターホームページより）

21世紀末の猛暑日や熱帯夜などの変化

	2℃上昇シナリオ	4℃上昇シナリオ
猛暑日	約8日増加 ↑	約30日増加 ↑
熱帯夜	約21日増加 ↑	約62日増加 ↑
1時間降水量50mm以上の年間発生回数（関東甲信地方）	約1.9倍に増加 ↑	約3.5倍に増加 ↑
年間で雨の降らない日（関東甲信地方）	約4日増加 ↑	約10日増加 ↑

（東京管区気象台「東京都の気候変動」より）

## ◆課題

- ・ 気候変動については、緩和策は温室効果ガスの排出量抑制、適応策は熱中症対策と水害対策が主たる取組に該当します。
- ・ 適応策の熱中症対策と水害対策については、すでに各自治体で取組が進められているところですが、今後環境政策において気候変動対策を推進していくにあたっては、熱中症対策については環境部門と健康部門、水害対策については環境部門と災害対応部門が一層の連携を図って取り組むことが必要です。
- ・ 気候変動の影響への適応は、新しい概念であることから、区民や事業者の理解を深めていくために、気候変動適応に関する情報発信や普及啓発を一層進めていくことが必要です。

## (2) 基本目標の達成に向けた施策

### 気候変動適応計画

#### ① 気候変動に対応したライフスタイルの推進（熱中症対策等）

平均気温の上昇に伴い懸念される熱中症をはじめとした健康リスクの増加など、気候変動による影響に対する区民・事業者の理解を醸成し、気候変動に対応したライフスタイルの実践を促します。

#### ② 気候変動に対応した安心・安全なまちづくり（風水害対策）

気候変動の影響により、短時間強雨の増加や台風に伴う降水量の増加などが見込まれ、風水害のリスクが高まっています。風水害への日ごろからの備えを区民・事業者呼びかけ、対策を進めます。

### (3) 施策の目標・指標

#### 気候変動適応計画の目標（2050年めざすべき姿）

気候変動の影響によるリスクを最小化し、  
安心して暮らせるまちを実現する

#### ◆各施策の目標・指標

気候変動に関する「緩和」については、既出の「区内における温室効果ガス排出量」を把握します。

気候変動に対する「適応」については、気候変動が区民の健康に直接的な影響を及ぼしていることを示す「熱中症による救急搬送者数」を把握します。このほか、区民の健康と安全を守る視点から、熱中症対策として設置される「クーリングシェルター設置施設数」を、治水対策の一環としての雨水流出抑制施設の設置による「雨水流出抑制量」を把握します。

指標 ★=新しい指標	現状値	見込み 令和12(2030)年	見込み 令和17(2035)年
★区内における熱中症搬送者数	268人 令和6(2024)年度実績	減少	減少
指標	現状値	中間値 令和12(2030)年	目標値 令和17(2035)年
★クーリングシェルター一設置施設数	98か所 令和7(2025)年6月1日時点	113か所	128か所
指標	現状値	見込み値 令和12(2030)年	見込み値 令和17(2035)年
雨水流出抑制量 <sup>※1</sup> (累計)	50,217 m <sup>3</sup> <sup>※2</sup>	74,217 m <sup>3</sup>	94,217 m <sup>3</sup>

※1 「板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき設置した抑制施設の対策量の合計値（公共・民間合算）

※2 平成28年度から令和6年度までの実績の合計。5万m<sup>3</sup>の水は、約300m<sup>3</sup>の学校プールの約170杯分にあたる。

クーリングシェルター設置施設数



雨水流出抑制量（累計）



## (4) 各施策の取組内容

### ①気候変動に対応したライフスタイルの推進（熱中症対策等）

地球温暖化に伴い、国内の年平均気温が上昇し、国内における年平均気温は100年当たり1.40℃の割合で上昇しています。令和6（2024）年の国内平均気温は、明治31（1898）年の統計開始以降、令和5（2023）年を上回り最も高い値となりました（出典：気象庁「日本の年平均気温」）。

こうした夏季を中心とした暑さによる健康被害を防止する取組を推進していきます。

#### ●健康への影響に関する取組

- ・ 熱中症予防をはじめ、気温上昇による健康への影響とその予防、注意喚起などの普及啓発を、環境部門と健康部門が連携して進めていきます。
- ・ 区では、熱中症対策のために、夏季に区役所本庁舎をはじめとする区施設に「熱中症対策一時休憩所」を設置し、区民の外出時などの休憩に利用いただけます。熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、「クーリングシェルター」として開放します。また、板橋区薬剤師会と協定を締結し、区内一部薬局に、「熱中症一時休憩所・クーリングシェルター」を設置しています。今後、薬剤師会等の事業者と連携し、「クーリングシェルター」を拡充していきます。
- ・ 「クーリングシェルター」において給水設備が設置されていない区施設に、順次「ウォーターサーバー」を設置し、対策の充実を図っていきます。



熱中症対策一時休憩所

## ②気候変動に対応した安心・安全なまちづくり（風水害対策）

局地的・短時間に多量の雨が降る集中豪雨による河川の氾濫や道路冠水、浸水被害といったリスクの増加に備えるため、「板橋区地域防災計画（令和5年度改定）」に定めた水害予防対策、災害応急・復旧対策に沿ってリスクに備える取組を進めます。

また、降った雨をタンクに貯めることで、雨水が一挙に下水道に流れ込むのを緩和し、都市型水害を軽減させる雨水の貯留や浸透の推進を進めます。

### ● 風水害のリスクへの備え

- ・ 区民が水害リスクを認識し、避難行動について考えるための情報提供を目的に、洪水が発生した際に浸水が想定される区域や避難所などを示した「板橋区洪水ハザードマップ」のほか、避難情報や気象情報を配信する「板橋区防災メール配信システム」、防災情報に特化した「いたばし防災<sup>プラス</sup>ポータル」・「いたばし防災<sup>プラス</sup>アプリ」を通じた情報発信を行います。
- ・ 水害を防ぐため区民ができる対策と区が取組について、区ホームページ等で情報発信（呼びかけ）を行っていきます。

### ● 雨水の貯留や浸透の推進

- ・ 降雨による水害の防止・軽減並びに都市環境の向上を図るため、一定規模以上の敷地に建築物などを建設する場合に、雨水の一時貯留や浸透施設の設置を促していきます。
- ・ 水資源の循環の適正化の観点を踏まえ、雨水貯留タンク設置費補助制度を実施し、雨水浸透及び設備の普及を図っていきます。



## 自然環境が持つ多様な機能を活かすまちづくり “グリーンインフラ”

「グリーンインフラ」とは、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取組です。

例えば公園や街路樹などのみどりは、うるおいや安らぎを感じられる景観をつくるだけでなく、緑陰によって暑さを和らげたり、生き物に生息・生育場所を提供したりします。特に近年は気候変動の影響で、局地的な豪雨による都市型水害が頻発していることから、雨水を一時的に貯めたり地中に浸透させたりする機能を持った「雨庭（レインガーデン）」への関心が高まっています。

自然と共生するグリーンインフラは、環境にやさしく、災害に強い、持続可能なまちづくりの取組として、ますます重要性を増しています。



雨庭の例（京都市内）

## (5) 各主体の取組

---

### 区民の取組



- ・ こまめな水分補給や適切な冷房、「熱中症対策一時休憩所」等の利用をはじめ涼しい場所での休憩などにより、熱中症予防に努めます。
- ・ 風水害に備え、平時から避難所や避難経路などの把握に努めます。

### 事業者の取組



- ・ 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、従業員等の熱中症予防対策や、風水害への備えをはじめとした対策を講じます。

### 区の取組

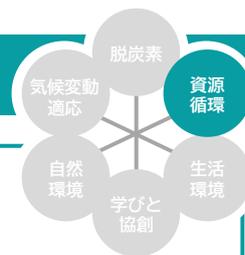


- ・ 気候変動の影響や適応策などにより（熱中症に関する注意喚起、熱中症警戒アラートの情報提供）、区民・事業者の取組を促進します。
- ・ 区施設を活用した熱中症予防策に取り組みます（熱中症対策一時休憩所及びクーリングシェルターの設置）。
- ・ 「板橋区地域防災計画（令和5年度改定）」に定めた水害予防対策、災害応急・復旧対策に沿ってリスクに備える取組を進めます。

## 基本目標3



### 資源を大切にする **循環** のまち



環境と経済のバランスに配慮した循環のまちをめざします。

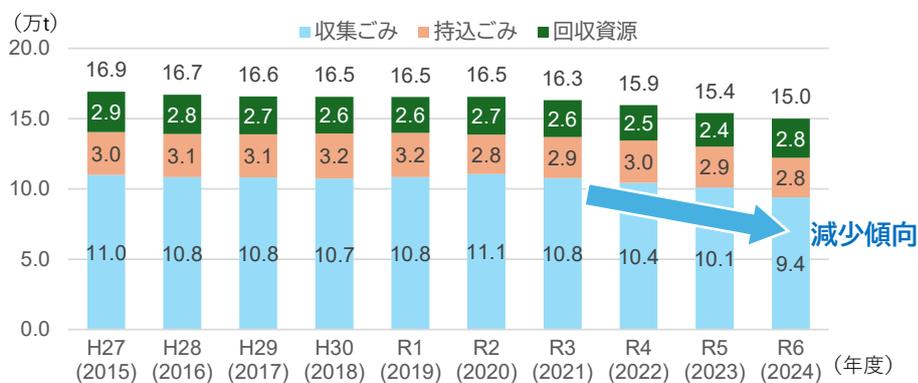
### (1) 現状と課題

#### ごみの総排出量、区民一人当たりの日のごみ排出量は減少傾向

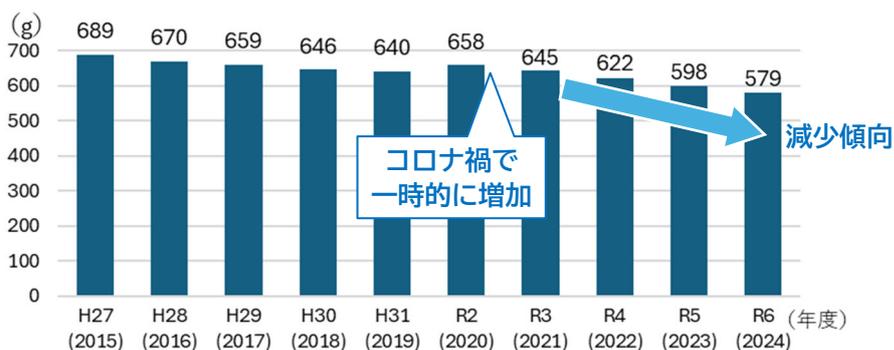
区内のごみの総排出量は、減少の状況にあります。

区民一人当たりの日のごみ排出量を見ると、コロナ禍による生活様式の変化で令和2(2020)年度に一時的な増加がみられたものの、その後再び減少に転じ、着実に減少しています。

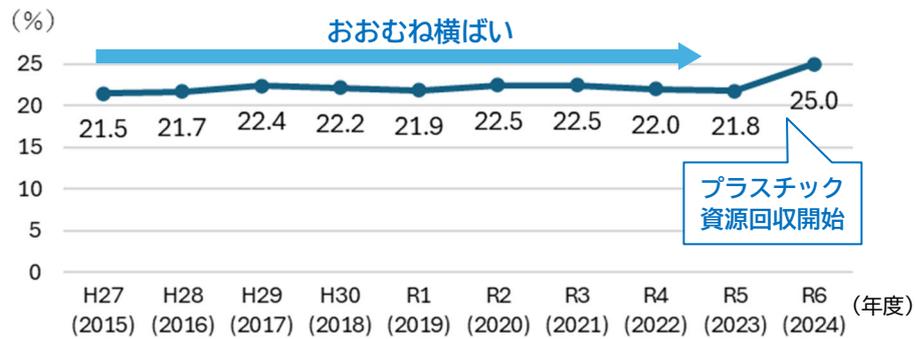
「板橋かたつむり運動」の推進をはじめ、資源回収の取組も活発に行われている中で、デジタル化の進展による新聞・雑誌類の減少など、ごみの排出状況が変化していることなどを背景に、リサイクル率は令和5(2023)年度までおおむね横ばいで推移していましたが、令和6(2024)年度については、同年4月から区内全域に拡大したプラスチックの資源回収開始に伴い上昇しました。



ごみの総排出量



区民一人当たりの日のごみ排出量



リサイクル率※

※ 資源化量（中間処理後の資源化量を含む）÷ ごみ総排出量（回収資源を含む）

### ◆課題

- ・ ごみの排出量を減らし、リサイクル率を上げていくためには、区民や事業者に対し、資源とごみの適切な分け方・出し方の周知を継続的に行うとともに、資源循環に関する意識を高め、行動変容に繋げるための啓発が必要です。
- ・ 食品ロスなど、ごみや資源のうち特定の種類に焦点をあて、特に進めていくことで、区民や事業者が取り組みやすくする工夫が必要です。

## （２）基本目標の達成に向けた施策

### ① 区民生活における３Ｒの推進

「板橋かたつむり運動」を中心に、「ごみになるものは買わない・もらわない（リデュース）」「ものを大切にくりかえし何度も使う（リユース）」「資源になるものは分けて出す（リサイクル）」の３Ｒを推進します。

### ② ごみの発生抑制・資源循環の推進

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向け、生産、流通、消費に関わる様々な主体が協力して、ごみの発生抑制・資源循環に取り組むことを後押ししていきます。

### (3) 施策の目標・指標

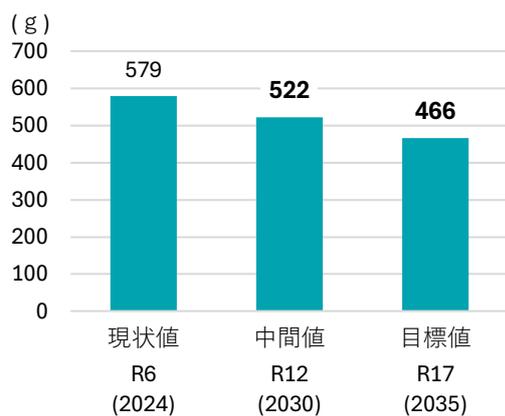
#### ◆各施策の目標・指標

人口の変動に左右されず、一人ひとりのごみの排出抑制（リデュース）や再使用（リユース）の取組成果を示す指標として「区民1人1日あたりの資源・ごみ量」を把握します。

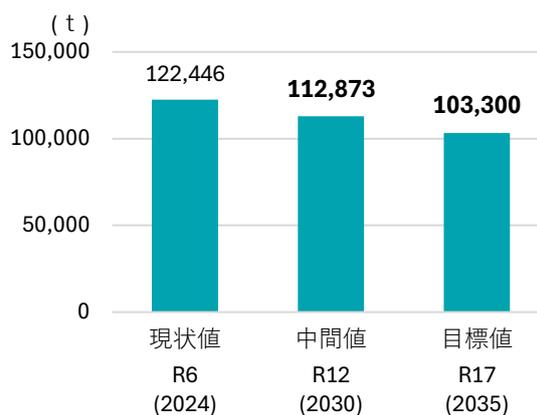
また、人口が増加しても資源・ごみは増やさないという考えに基づき「資源・ごみの年間排出量」を把握します。

指標 ★=新しい指標	現状値 令和6（2024）年度	中間値 令和12（2030）年	目標値 令和17（2035）年
区民1人1日あたりの資源・ごみ量	579 g	522 g	466 g
★資源・ごみの年間排出量	122,446 t	112,873 t	103,300 t

区民1人1日あたりの資源・ごみ量



資源・ごみの年間排出量



## (4) 各施策の取組内容

### ① 区民生活における3Rの推進

「板橋かたつむり運動」の展開、ごみの削減や排出ルールに関する普及啓発などを通じ、区民生活における3Rを推進していきます。

発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）を推進し、それでも排出される不要なものは可能な限り再生利用（リサイクル）することで、環境負荷の低減を図っていきます。

#### ● ごみの削減や排出ルールに関する普及啓発

- 多様な区民像、事業者に対応した情報発信・普及啓発により、ごみの減量・リサイクルの促進に取り組む意識を醸成し、行動を促進するとともに、消費やライフスタイル、事業活動の転換を促していきます。



ごみを減らすための合言葉  
「かたつむりのおやくそく」

### ② ごみの発生抑制・資源循環の推進

循環経済（サーキュラーエコノミー）を見据え、食品ロスなどごみの削減に関わる個別課題への対応を進めていくとともに、生産、流通、消費に関わる主体が協力してごみの発生抑制・再資源化に取り組む活動を促進していきます。

#### ● ごみ減量・資源化の促進

- ごみとなるものを減らし、資源として有効活用していくため、ごみと資源の分別の徹底を区民に呼び掛けていくとともに、区の拠点施設等における資源回収、区民・事業者による集団回収を促進していきます。
- 社会課題の一つとなっている食品ロスの削減に向け、食品ロスに関する正しい理解の促進、冷蔵庫のストックチェック等の食品ロス削減行動の習慣化に向けた情報提供、普及啓発に取り組みます。



フードドライブ

### ● 資源循環の推進

- ・ プラスチック、古紙類の資源回収について、回収量の動向を踏まえ、適切な分別のための普及啓発、再資源化の取組を進めます。
- ・ リサイクルプラザにおいて、家具などの再利用促進、資源回収の促進につながる普及啓発を進めます。

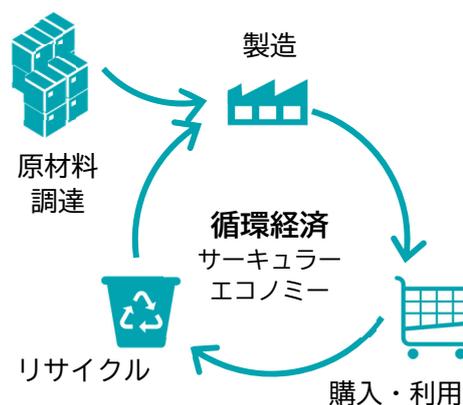


無駄になるものを減らして付加価値を高める

## “循環経済（サーキュラーエコノミー）”

従来の経済システムは、大量生産から大量消費、大量廃棄への一方通行で、資源や環境に大きな負荷をかけてきました。

循環経済（サーキュラーエコノミー）は、生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステムです。これにより、持続可能な社会をつくとともに、経済的にも成長していくことをめざすものです。



## (5) 各主体の取組

### 区民の取組



- ・ 使い捨てをしない、必要以上のものを買わない、環境への負荷が少ない製品を選ぶなど、ごみとなるものを出さないライフスタイルを実践します。
- ・ 不用となったものを、再利用（リユース）品の売買（無償も含む）などを行う施設やサービスを利用して、他の人に譲る、中古品で良いものは積極的に中古品を利用するなど、再利用（リユース）に取り組めます。
- ・ 資源となるものがリサイクルされるよう、資源とごみの分別を徹底します。

### 事業者の取組



- ・ 事業活動で生じるごみを減らすとともに、事業系ごみの排出ルールを守ります。
- ・ 資源とごみの分別を徹底し、資源化を図ります。
- ・ 生産・流通・販売時の過剰な包装を控える、量り売りを進める、再生利用しやすい製品を設計・製造するなど、消費者の選択肢を広げ、ごみの発生抑制・資源循環につながる取組を進めます。

### 区の取組

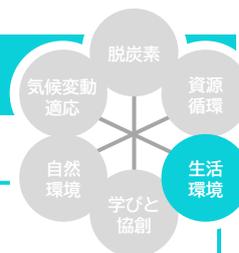


- ・ 循環型社会形成推進に関する情報発信などにより、区民、事業者の取組を促進します。
- ・ 一事業者として、区役所のあらゆる活動を通じて、ごみの発生抑制、再利用、資源とごみの分別、環境への負荷が少ない製品の購入に取り組めます。

## 基本目標4



きれいな空気・水・クリーンな住環境を感じる  
**安心・健康**のまち



きれいな空気、清らかな水、きれいなまち（美化）を感じられる安心で健康な生活環境をめざします。

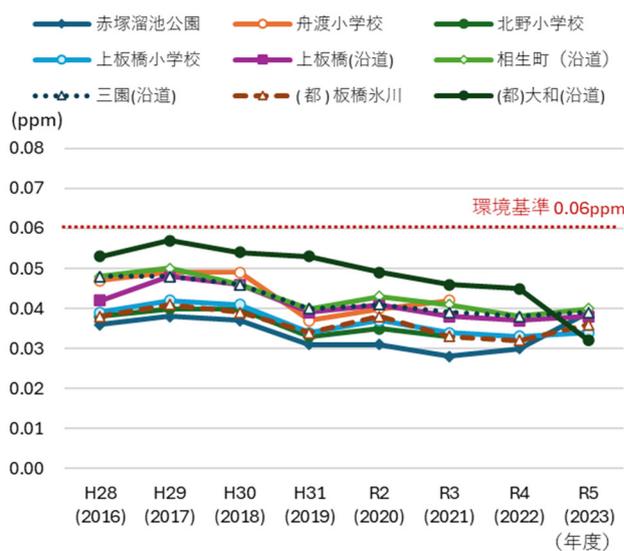
### (1) 現状と課題

大気環境、河川の水質とも概ね良好な状態を維持  
道路交通、建設作業等からの騒音が課題

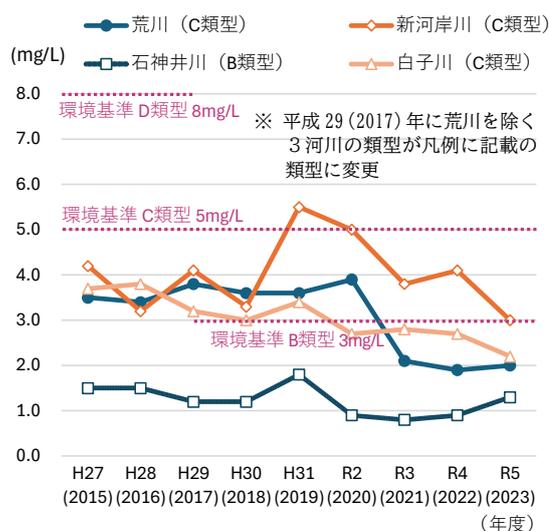
区内の大気環境は、光化学スモッグの要因となるオキシダントを除き、全ての項目で環境基準を達成しており、二酸化窒素などの汚染物質の濃度も年々低下傾向にあります。区内4河川の水質についても、生活環境項目のうち一部を除き環境基準を達成しています。

一方、道路交通による騒音の環境基準達成率は8割前後で推移しており、未達成の地点がある状況にあります。

また、公害苦情の受付件数をみると、建設作業から発生する騒音に関するものが多く、年間100件以上で推移しています。

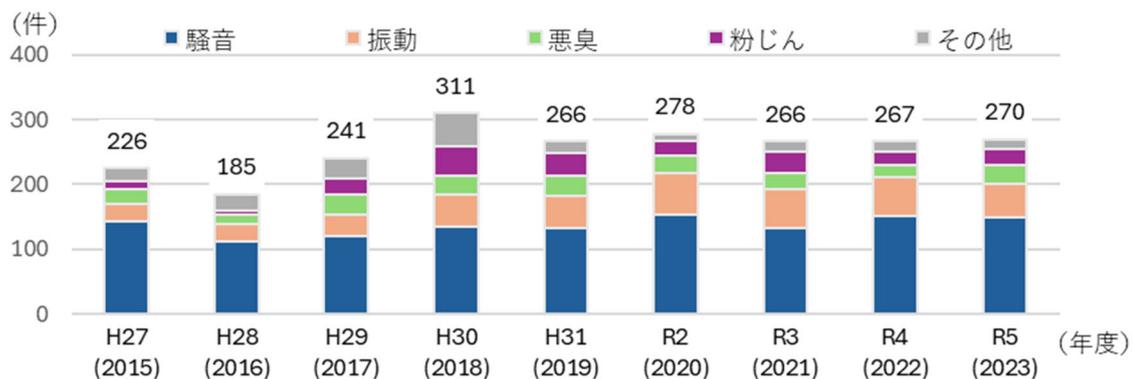


【大気】二酸化窒素濃度 (98%値)



【水質】河川のBOD※75%値

※ 生物化学的酸素要求量（水中の有機物の代表的な汚染指標）



公害苦情件数（受付件数）

### ◆課題

- ・ 板橋区では、大気環境の保全、水・土壌環境の保全、騒音・振動、悪臭などの公害に対する監視・指導、及び測定等の公害規制を行い、公害対策の措置や未然防止にあたっていますが、事業者による公害関係法令の遵守及び公害対策の徹底を図るため、普及及び啓発（情報提供）を高める必要があります。
- ・ 区内の大気や水をはじめとした生活環境に関する情報について、区民等にわかりやすい情報提供を行っていく必要があります。

## （２）基本目標の達成に向けた施策

### ① 良好な生活環境の確保

安心・安全な生活を支える生活環境を維持していくため、都市型公害への対策、大気環境の保全に取り組みます。

### ② まちの美化の推進

地域と連携した美化活動、路上での喫煙マナーの普及啓発などにより、清潔で美しいまち、快適に過ごせるまちをつくっていきます。

### (3) 施策の目標・指標

#### ◆各施策の目標・指標

区民の安心・健康の生活を支える大気や騒音に関し確保すべき状態として、「大気汚染物質の環境基準の達成率」と「自動車騒音の環境基準の達成率」を把握します。

「自動車騒音の環境基準の達成率」は、東京都全体の達成率を超える状況を維持しており、今後も達成率のさらなる向上を図り、生活環境を保全していきます。

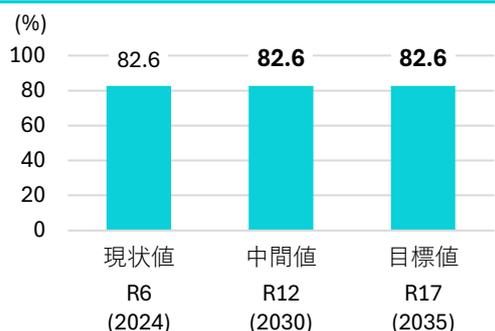
上記の大気・騒音のほか、水（水質）については、後述（基本目標5）の「環境基準（石神井川の水質）の達成率」を把握します。

また、まちの美化に対する取組の広がりを示す指標として「環境美化に関する活動への参加人数」を把握します。

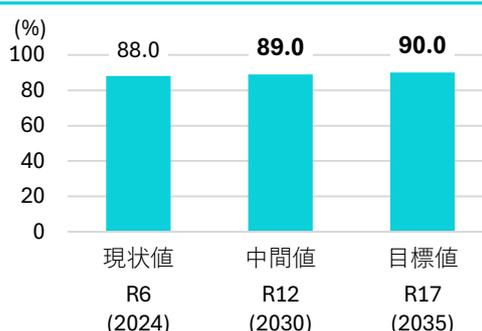
指標 ★=新しい指標	現状値 令和6（2024）年度	中間値 令和12（2030）年	目標値 令和17（2035）年
★環境基準（大気汚染物質）の達成率※	82.6 %	82.6 %	82.6 %
環境基準（自動車騒音）の達成率	88.0 %	89.0 %	90.0 %
★環境美化に関する活動への参加人数	17,823 人	19,000 人	20,000 人

※ 区では、浮遊粒子状物質や窒素化合物、オキシダントなど6つの大気汚染物質を測定しており、全物質の環境基準を達成した割合となります。オキシダントは、2023年度の全国の環境基準の達成率が、一般環境大気測定局0.1%、自動車排出ガス測定局0%となっており（令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書）、当該現状を踏まえた達成率の目標を設定しています。

環境基準（大気汚染物質）の達成率



環境基準（自動車騒音）の達成率



環境美化に関する活動への参加人数



## (4) 各施策の取組内容

### ① 良好な生活環境の確保

環境に配慮し、幸せを実感することができるまちづくり（環境まちづくり）をめざしていく上で、安心・安全な生活を支える生活環境を維持していくため、騒音や振動等の都市型公害への対策、大気環境や河川の水質等の保全に取り組みます。

#### ● 公害関係法令に基づく対策

- ・ 法令等に基づき、土壌汚染対策、工場等の設置や建設作業等の騒音・振動防止対策、アスベスト対策に関する規制、指導を行います。

#### ● 大気汚染対策

- ・ 大気汚染を監視し、工場・事業場等の「固定発生源」に対する法令に基づく規制・指導、自動車等の「移動発生源」への対策としてのZEV<sup>※</sup>の普及、塗料や接着剤等の「工場等事業場からの発生源」への対策となる低VOC<sup>※</sup>に関する普及啓発を進めます。

#### ● 騒音、振動への対策

- ・ 自動車騒音等の環境監視を継続し、調査結果を区ホームページや環境白書を通じて区民に情報提供します。
- ・ 生活騒音・振動等に関する苦情相談に着実に対応するとともに、講習会等を通じ事業者周辺環境への配慮を促していきます。

#### ● 河川の水質及び地下水・湧水の保全

- ・ 河川の水質汚濁状況、地下水の水質及び湧水量を調査し、調査結果を区ホームページや環境白書を通じて区民に情報提供します。

## ②まちの美化の推進

清潔で美しいまちづくりに向けて、区民や事業者、団体の行う環境保全及び環境美化に関する活動を支援するとともに、環境保全及び環境美化に関する意識の啓発を推進していきます。

地域と連携した美化活動（クリーン作戦など）、歩きたばこなどの防止に向けた路上での喫煙マナーの普及啓発などにより、暮らし、訪れるあらゆる人にとって快適に過ごせるまちづくりをめざします。

### ● 地域と連携した美化活動の普及促進

- ・ エコポリス板橋環境行動会議が主催する板橋クリーン作戦、ポイ捨て防止キャンペーン等を通じ、区民や事業者、団体の行う環境保全及び環境美化に関する活動を支援するとともに、環境保全及び環境美化に関する意識の啓発を推進していきます。



クリーン作戦の様子

### ● 喫煙マナーの促進

- ・ 駅頭キャンペーン、喫煙マナー指導員による呼びかけ、標示物（看板やステッカー）の配布、路上ペイント、電柱看板などを通じて喫煙マナーの向上を図り、歩きたばこやポイ捨てを防止し、まちの美化を維持していきます。



歩きたばこ・ポイ捨て禁止を呼びかける看板の例

## (5) 各主体の取組

---

### 区民の取組



- ・ 日常生活で発生する音や臭い等について、近隣に配慮するなど協調に努めます。
- ・ ごみやたばこの吸い殻のポイ捨てをしないなど、マナーを守ります。
- ・ 地域の美化活動に積極的に参加します。

### 事業者の取組



- ・ 公害関係法令を遵守します。
- ・ 事業活動が周囲に与える影響（騒音・悪臭）に注意を払い、近隣住民の生活環境に配慮します（地域との協調に努め、問題解決を図ります）。
- ・ 工場等事業者、建設・不動産事業者等は、近隣住民への事前の適切な情報提供、苦情発生後の丁寧な話し合い等により、苦情トラブルの防止及びコミュニケーションによる解決に努めます。
- ・ 地域の美化活動に積極的に参加します。

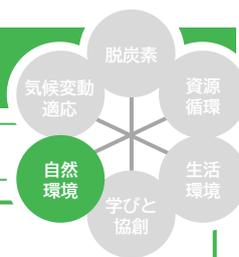
### 区の取組



- ・ 区施設及び区が実施する工事において、各種法令を遵守し、大気汚染の防止、騒音・振動の発生抑制、有害化学物質の適正管理等必要な対策を講じます。
- ・ 地域の美化活動に積極的に協力します。

## 基本目標5

包含する計画 生物多様性地域戦略



### 自然の恵みと共生し ネイチャーポジティブを実現するまち

動植物等の生物と、それを支えるみどり（崖線のみどり、自然とふれあえる公園や農地、河川、湧水など）が調和する生物多様性への理解と体験を深めることで保全と活用の取組を活性化し、自然の恵みと共生しネイチャーポジティブを実現するまちをめざします。

### （1）現状と課題

緑被率※は、平成 26（2014）年度以降、徐々に減少しているものの、湧水も多く残されているなど、多様なみどりの環境が存在

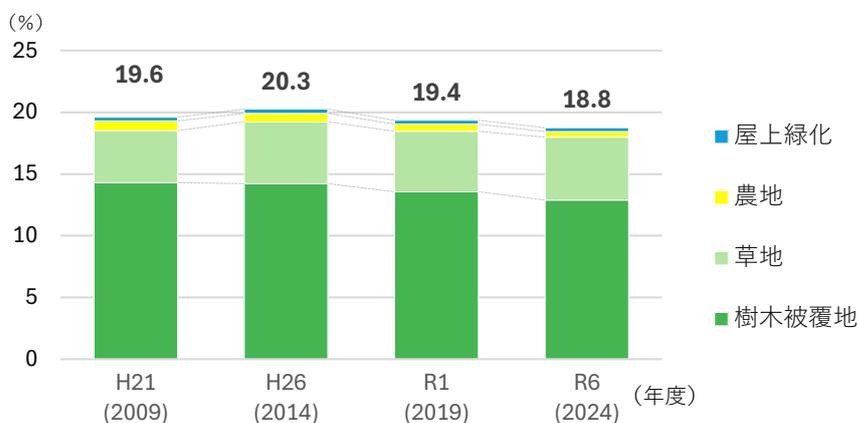
※緑被率：緑被地面積（樹木被覆地、草地、農地、屋上緑化）の区面積に占める割合

#### ●みどりの分布

区内には、崖線上の樹林地と湧水、約 400 か所もの公園、台地上に残る農地、荒川・新河岸川・石神井川・白子川とその水辺など、多様なみどりの環境が存在しており、道路、斜面地に沿って帯状にみどりが連なっていることが特徴の一つとなっています。

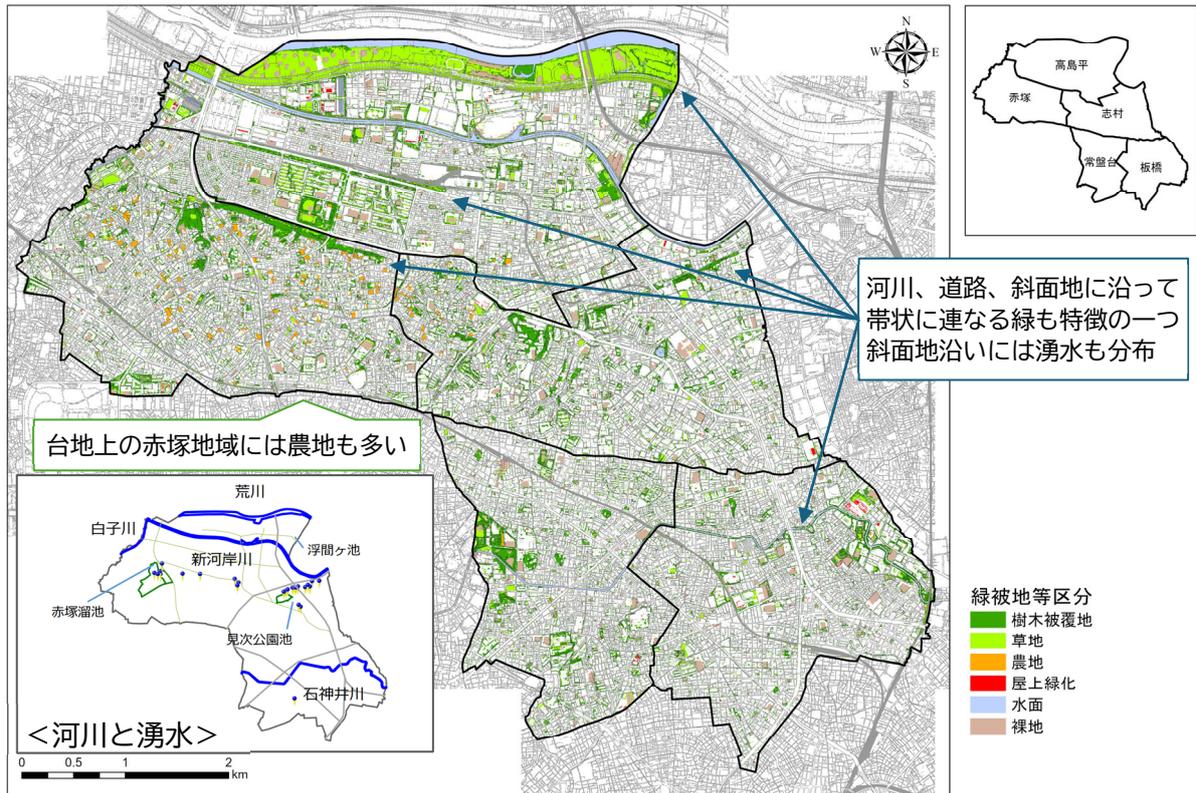
区内の緑被率（令和 6（2024）年度）は 18.8%と、平成 26（2014）年度からの 10 年間で 1.5 ポイント・約 48ha 減少しています。この減少は、建築に伴う緑被地面積の減少が主な要因となっています。

また、台地と低地の境に 30 か所もの湧水が現存していることも、板橋区の特徴の一つとなっています。



緑被率の推移

（「板橋区緑地・樹木の実態調査（XI）報告書」より）



この地図は東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第06-119号)

### 緑被地の分布

(「板橋区緑地・樹木の実態調査 (XI) 報告書」より)

## ●生物多様性の特徴

多様な地形を背景に、台地（樹林地）・谷（河川）・低地（荒川沿い）の環境が混在し、多様な動植物が生息・生育しています。

令和6（2024）年度に既存資料及び既存調査結果を整理し、把握された動植物は2,114種（珪藻類含む植物880種、動物1,234種）に及び、生物多様性のポテンシャルが高い地域であることがわかりました。

また、同じく令和6（2024）年度に実施した区内12地点における現況調査の結果、植物相は774種、動物相は425種が確認され、台地上の樹林地、河川沿いの湿地、公園・緑地など、多様な生態系が存在し、それに適応した多様な動植物が生息・生育しています。一方で、生息環境は減少傾向であることは否定できず、特に湧水や湿地、その中間のエコトーン環境（異なる生態系が接する境界領域）の減少により、水辺から陸地までの環境を必要とするカエル類などの減少につながりました。また、外来種が増加し、在来種に影響を与えていることもわかりました。



### 区内で確認された重要種\*の例

(「板橋区生物多様性に関する基礎調査 令和6年度現地調査報告 (概要版)」より)

### ◆課題

- ・ 崖線に沿って残る樹林地や湧水、自然とふれあえる公園、河川（荒川、新河岸川、石神井川、白子川）と水辺に沿って形成されるみどりの空間は、生物の生息・生育、移動の場となり、地域の生物多様性を支えています。しかし、宅地化等による樹林地・湧水地・湿地の減少、緑地の分断化などによる生息・繁殖環境が悪化の傾向にあります。
- ・ 地域の自然資源の状況を継続的に把握し、維持していくことは、これまでと変わらず必要な取組ですが、加えて地域全体で自然環境を保全していく風土を醸成していくことが重要です。
- ・ 区民等が、地域の自然環境を知り、体験し、ひいては守るといったステップを踏まえ、環境教育・環境学習と連携して、地域の自然環境について「知る（学ぶ）・体験する・活動する」機会を提供していくアプローチを検討していく必要があります。

## （2）基本目標の達成に向けた施策

### 生物多様性地域戦略

#### ① みどりや水環境の保全・活用

生物の生息・生育環境となり、生物多様性を支える区内のみどりや水環境を保全していくとともに、生物多様性を学ぶ場として活用していきます。

#### ② 生物多様性の理解浸透とその恵みの持続的利用

区民一人ひとりが生物多様性と暮らしのつながりを理解し、自らの問題として取り組むための普及・啓発に取り組むとともに、地域の自然の恵み（価値）を身近に感じられるようにしていきます。

### (3) 施策の目標・指標

#### 生物多様性地域戦略の目標

あらゆる主体が連携して  
生物多様性を支える自然を保全・活用し、  
将来にわたって自然の恵みを利用する

#### ◆各施策の目標・指標

豊かな緑や水の自然を保全・活用することで、人と多様な生きものの暮らしが成り立つため、「河川（石神井川）の水質の環境基準の達成率」と「区内の緑被率」を把握します。

また、生物多様性に関する区民の理解向上も重要であることから、「生物多様性に関する区民への浸透度」を把握します。

なお、生物多様性の保全に関する指標を補完するものとして、動植物種の状況（区内に生息・生育する動植物種数の状況）について、調査等を通して把握を深めていきます。

指標 ★=新しい指標	現状値	中間値 令和 12（2030）年	目標値 令和 17（2035）年
環境基準（石神井川の水質）の達成 <sup>※1</sup>	0.9 mg/L 令和 6（2024）年度	0.9 mg/L	0.9 mg/L
緑被率	18.76% 令和 6（2024）年度	18.76%	18.76%
★生物多様性に関する区民への浸透度 <sup>※2</sup>	11.8 % 令和 7（2025）年度	25 %	30 %

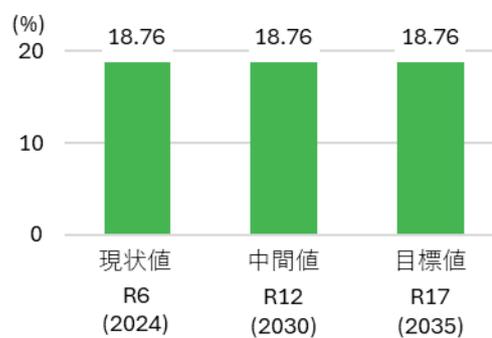
※1 石神井川の BOD 値：BOD（生物化学的酸素要求量）は、微生物が水中の有機物を分解するために必要とする酸素の量で、水質汚濁の重要な指標の一つです。一般的に、魚の生息には 5 mg/L 以下が望ましいとされています。石神井川の水質は 0.9 mg/L と非常に良好です。この数値は環境基準を大幅に下回っており、一般的な河川の上流部と同じくらいきれいな水質となっています。

※2 板橋区区民意識意向調査において、設問「環境のために現在取り組んでいること」の回答項目「生き物（動植物）を大切に活動の実施」に回答した割合。

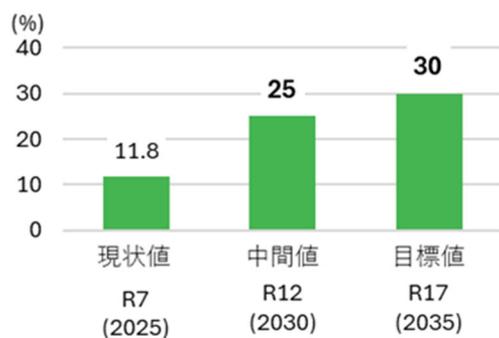
環境基準（石神井川の水質）の達成



緑被率



生物多様性に関する区民への浸透度



## (4) 各施策の取組内容

### ① みどりや水環境の保全・活用

みどりや水は、私たちの豊かな生活と多様な生き物の生息・生育にとって欠かすことのできない大切なものです。

良好なみどりや水環境が存在している場所においては、生態系や生物多様性を支える自然を保全し、活用していく取組を推進していきます。

#### ● 生物多様性を支える自然の保全と活用

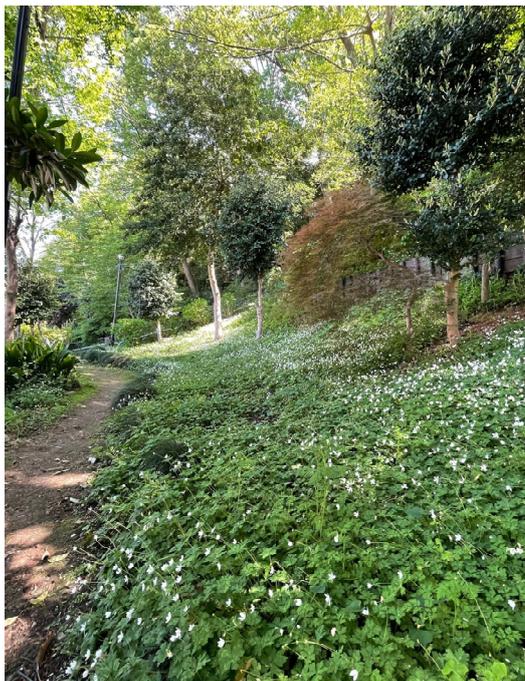
- ・ 水質の改善、湧水の保全、水循環の保全・回復に取り組み、多様な生物が生息・生育する水域や水辺の自然環境を保全していきます。
- ・ 生物の生息・生育の拠点や移動経路となる区内の樹林地をはじめとする緑の保全、公園の整備と管理に取り組みとともに、緑化の推進に引き続き取り組んでいきます。



板橋区(赤塚)の崖線

#### ● 地域の生態系の保全

- ・ 地域の生態系を保全していくため、区の花ニリンソウなどの在来種をはじめとする生物の生息・生育状況の調査を行うとともに、生息・生育環境となるビオトープなどの保全に取り組み、生物多様性を学ぶ場として活用していきます。
- ・ みどりを生物の生息・生育環境としての視点から捉え、区特有の地形を活かした保全と質の向上のための環境整備を実施することで、みどりが持つ機能を向上させ、みどりと人の共生基盤の保全と形成を図ります。



小豆沢公園の崖線樹林地



区の花ニリンソウ



荒川と河川敷

## ② 生物多様性の理解浸透とその恵みの持続的利用

人間の営みは、生物多様性から生み出される自然の恵み、多様な生物が関わり合う生態系に支えられています。生物多様性のもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにするため、私たち一人ひとりが、生物多様性を自分自身の問題として向き合い、取り組んでいくことができる人づくりを進めていきます。

地域の貴重な自然環境の資源であるみどりと水が織りなす景観は、まちの魅力と価値を高めてくれます。地域のみどりや水といった自然の恵み（価値）を、身近に感じることができる取組を推進していきます。

### ● 生物多様性の普及と啓発（学習）

- ・ 生物の生息・生育状況を把握しながら、自然の保全と活用、地域固有の生物の保全などの取組を進めていくため、生物多様性、自然環境に関する調査を継続的に実施していきます。
- ・ 環境団体と連携し、生物多様性に対する理解を醸成し、行動へとつなげていくための普及啓発、学習・体験機会の創出に取り組みます。
- ・ 熱帯環境植物館、エコポリスセンター、リサイクルプラザや生物生態園を活用して、生物多様性を学ぶ機会をつくっていきます。



生物生態園

### ● 地域の自然に親しみ育む場・機会づくり

- ・ 区内のみどり豊かな環境をめぐるツアーなど、地域の自然の価値・魅力を顕在化させ、体験できる機会をつくり、緑を楽しむライフスタイルを広げていきます。
- ・ 荒川河川敷における「かわまちづくり」の取組などを通じて、水辺空間の活用、区民に親しまれる場・機会をつくり、親水スポットにおける魅力向上を図ります。



緑のガイドツアー



見次公園

## (5) 各主体の取組

---

### 区民の取組



- ・ 地域の自然や身近な生きものに関心を持ち、自然や生物多様性について体験・学習できる場（赤塚植物園、熱帯環境植物館など）や、機会（自然観察イベントなど）を積極的に活用します。
- ・ 庭やベランダで花や緑を育て、（生きものの生息に寄与する）身近な緑を増やします。
- ・ 生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、「入れない」「捨てない（逃がさない、放さない）」「拡げない（増やさない）」の三原則を守ります。
- ・ 生物多様性に配慮した製品を積極的に選択します。

### 事業者の取組



- ・ 事業所敷地内の緑の保全、敷地・建物の緑化を図るとともに、雨水の貯留・浸透機能の確保に積極的に取り組みます。
- ・ 緑化を行う際には、地域の生態系に配慮して在来種の利用や植栽の目的に応じた植栽材料を適切に使用します。
- ・ 生物多様性に配慮した製品を積極的に選択します。

### 区の取組



- ・ 生物多様性について、学び、体験し、親しむ機会・場づくりに取り組みます。
- ・ 区内の生物多様性の現状を把握するため、生物多様性に関する調査を定期的に行い、調査結果を公表し、環境学習の場などを通じて区民への理解促進・行動変容を図っていきます。
- ・ 区施設敷地内の緑の保全、敷地・建物の緑化、雨水の貯留・浸透機能の確保に取り組みます。
- ・ 緑化を行う際には、地域の生態系に配慮して在来種を積極的に利用するとともに、植栽の目的に応じて植栽材料を適切に使用します。
- ・ 生物多様性に配慮した製品を積極的に選択します。



## 消費の選択で環境を守る “生物多様性に配慮した製品”

食品はもとより、私たちの身の回りにある衣類、文具、家具などの日用品には、生物資源を原材料とするものが数多くあります。これらを購入する際に、価格や品質だけでなく、原材料の調達、生産、流通過程における生態系の保全や資源の持続可能な利用に配慮した製品（生物多様性に配慮した製品）を選ぶことで、生物多様性の保全に貢献することができます。

生物多様性に配慮した製品を選ぶ際に参考になるのが、エコラベルです。「適切に管理された森林から生産されたもの」や「水産資源や海洋環境を守って獲られた水産物」、「持続可能な農業により生産されたもの」など、様々な種類があります。買い物をするときに、ぜひ着目してみましょう。

### ◆ 生物多様性に配慮した製品のエコラベルの例

#### 適切な森林管理に関するラベル



F S C®認証



PEFC  
国際森林認証制度



SGEC  
森林認証制度

ラベルの使用は SGEC/PEFC ジャパンの承認を受けています。

#### 水産資源に関するラベル



MSC認証



MEL認証

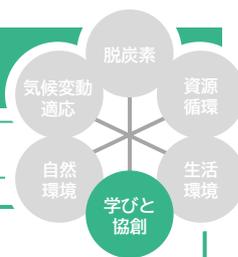
#### 持続可能な農業に関するラベル



レインフォレスト・  
アライアンス認証

## 基本目標 6

包含する計画 環境教育等行動計画



### 学び、育て、主体的に行動する 環境人づくり

地球環境について「学び」、環境を守るために必要な取組を考え、行動できる人材を「育て」、それぞれの主体が連携・協働し、「主体的に行動する」人づくりをめざします。

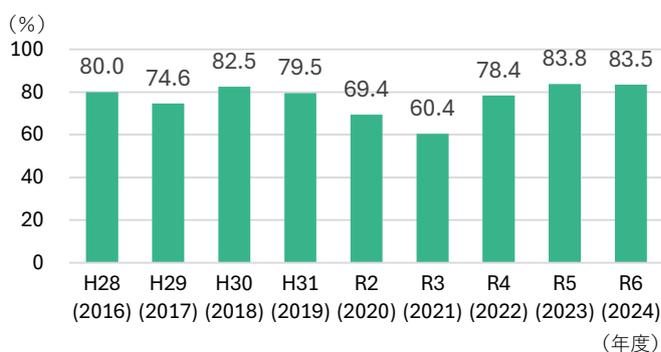
### (1) 現状と課題

エコポリスセンターにおける環境学習、教育現場における環境教育を中心に、あらゆる年齢層や場面に合わせて環境教育・環境学習、人材育成、連携・協働を展開

#### ● 学び

区では、環境教育・環境学習等の拠点施設であるエコポリスセンターを中心に、環境関連の講座やイベント、学校や地域を訪問し実施する出前講座などを展開してきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従前のような形で環境講座、イベントを開催できなかった令和2～3（2020～2021）年度に、環境講座参加者数等が大きく減少したものの、徐々に以前の水準に戻りつつあります。

学校などの教育現場では、ESD\*（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）の考え方を重視し、板橋区が独自に開発した保幼小中一貫環境教育カリキュラムに基づいて、保幼小中一貫型の環境学習を推進しています。



環境教育プログラム利用校（園）※の推移

※区立保育園・幼稚園・小中学校



エコポリスセンター

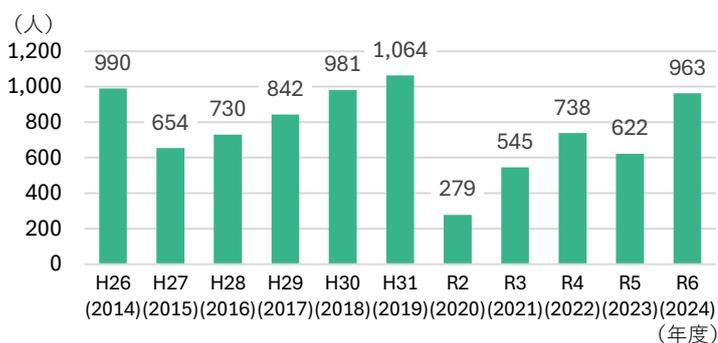
## ●協創（パートナーシップ）

区民団体（エコポリス板橋環境行動会議、環境活動団体）と区の協働をはじめ、町会・自治会、商店街、企業、NPO・ボランティア、大学など、様々な主体との連携・協働により、様々な普及啓発活動、環境保全活動を推進しています。

これらの活動も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種キャンペーンへの参加者数やエコポリスセンターの事業に協力するボランティア参加者数、環境学習講師派遣人数は一時落ち込んだものの、徐々に復調傾向にあります。一方で、環境登録団体は、構成員の高齢化が課題となっています。



環境なんでも見本市



エコポリスセンター事業への  
ボランティア等参加者数の推移

### ◆課題

- ・ 区民等が、環境教育・環境学習に触れる機会を広げていくことが必要です。
- ・ 環境教育・環境学習に触れる機会を広げていくには、実施する事業の内容（＝コンテンツ）の充実が不可欠です。地域の環境に関する資源をコンテンツとして取り上げるほか、今般のDX（デジタルトランスフォーメーション）の普及を鑑み、DXを活用したコンテンツの提供を含め、コンテンツの充実に取り組むことが必要です。
- ・ 環境活動に主体的に取り組む人材の育成に取り組んでいるところですが、人材育成を進めるにあたり、関係間のネットワークを広げることが必要です。区内大学や環境活動団体、事業者等のネットワークを広げていく中で、人材育成に資するコンテンツを有効に活用していくことが重要となっています。
- ・ 環境教育プログラムは、環境教育の柱として機能しているところですが、学校教育の最新の動向や変化に対応していくとともに、工夫を凝らし情報発信していくことが重要です。

## (2) 基本目標の達成に向けた施策

### 環境教育等行動計画

#### ① 機会づくり（情報・場）の促進

「学ぶ」「育てる」「行動する」の3つの視点と「学び合い」の関係づくりを大切に  
して、地域における環境教育・環境学習と、学校における環境教育及びE S Dを推進  
し、環境問題について主体的に考え、行動する人づくりにつなげていきます。

#### ② 協働の取組促進

育成した人材や環境活動団体が活動を実践する場や機会を設け、活動を更に促進し  
ていくとともに、区民や事業者、環境活動団体、教育機関（大学等）、行政などのステ  
ークホルダー（関係者）がつながる機会を設け、環境パートナーシップのネットワー  
クを広げていきます。

### (3) 施策の目標・指標

#### 環境教育等行動計画の目標

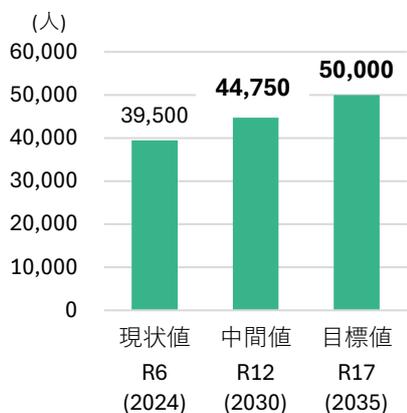
地球環境の保全について「学び」、  
 行動できる人材を「育て」、  
 持続可能な社会に向けて「主体的に行動する」  
 人づくりを実現します

#### ◆各施策の目標・指標

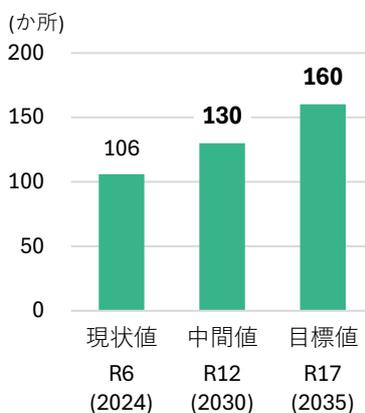
環境教育・環境学習において、人づくりの成果として、環境問題に対する意識や知識を高め、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人材が育成されている状態である「エコポリスセンターの環境教育・環境学習のイベント・講座等の参加者数」「環境教育プログラム実施施設数」「多主体連携プロジェクト実施数」を、また協働の観点から「多主体連携プロジェクト実施数」を把握します。

指標 ★=新しい指標	現状値 令和6（2024）年度	中間値 令和12（2030）年	目標値 令和17（2035）年
★エコポリスセンターの環境教育・環境学習のイベント・講座等の参加者数	延 39,500 人	延 44,750 人	延 50,000 人
★環境教育プログラム実施施設数	106 か所	130 か所	160 か所
★多主体連携プロジェクト実施数	1 回	5 回	10 回

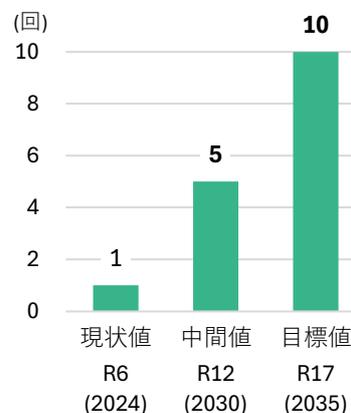
エコポリスセンターの環境教育・環境学習のイベント・講座等の参加者数



環境教育プログラム実施施設数



多主体連携プロジェクト実施数



## (4) 各施策の取組内容

### ①機会づくり（情報・場）の促進

私たちの社会は、18世紀半ばに始まった産業革命以降、様々な天然資源を採取し、エネルギーを使って製品に加工するという生産活動などを行い、経済成長を成し遂げました。しかし、こうした社会経済のあり方が環境に負荷を与え続けるものであることが認識され始め、環境のみならずそれを前提とした社会の持続可能性が問題となってきました。

環境問題の解決のためには、環境の現状と環境保全について私たち一人ひとりが理解を深め、様々な場面で環境問題について主体的に考え、対話を通じて理解を深めながら取り組んでいく必要があります。

区では、環境への負荷が少なく持続可能な社会の構築をめざし、「学ぶ」「育てる」「行動する」の3つの視点を重点に、地域における環境教育・環境学習と学校における環境教育及びE S Dに取り組んでいきます。

#### ● 環境コンテンツの充実

- ・ 環境教育・環境学習において、コンテンツにデジタルを活用することで（DX）、豊富な情報を提供できるとともに、環境問題の「体感」につながり、環境意識の向上と学習効果を高める上で有効な取組となっています。

デジタルコンテンツ（デジタルサイネージ等）や、デジタル技術、プログラミングなどを用いて環境に関する学びを深め、環境配慮行動を身近に感じてもらえるよう、取り組んでいきます。

- ・ コンテンツについては、地域の資源を活かしたコンテンツ作りや動画の活用、デジタルとアナログのそれぞれの利点を踏まえ、環境教育・環境学習拠点施設（エコポリスセンター）や、区ホームページ、SNS等の各種媒体を通じて発信・活用し、環境への興味や関心を高めていきます。



動画コンテンツの例

### ● 環境教育の推進と人材育成

- ・ 学校における環境教育の取組として、発達段階に応じて「幼児・児童・生徒が身に付ける資質・能力・態度」を明確にした保幼小中一貫型の系統的な環境教育の推進を図っていきます。
- ・ 子どもたちの主体性や創造性を育むため、区内のユネスコスクールをはじめとする学校や事業者等と連携し、E S D及びS D G sの理念を踏まえた持続可能な環境教育プログラム等を推進していきます。
- ・ 板橋区を取り巻く環境を踏まえ、小中学校教員、保育士及び区民等により制作した環境教育プログラムについては、活用の推進を図るとともに、約 80 個のプログラムの実践を踏まえた効果検証や点検・見直しを行っていくことで、プログラムの質の向上を図っていきます。
- ・ 「学ぶ」取組として、環境活動団体、教育機関（大学等）、事業者等と連携して環境教育・環境学習拠点施設や地域・区内のフィールド（河川、公園、農地等）において、学び・体験・探究の場や機会（イベント等）をつくっていきます。
- ・ 「育てる」取組として、指導者養成の機会等を通して、環境問題の本質や解決の方法について自ら考える能力を身につけ、自ら進んで取り組む「環境人づくり」を行うとともに、地域の資源（人材）の発掘に取り組み、地域の環境活動の担い手の裾野を広げていきます。



環境なんでも見本市での学びの様子



環境教育プログラム

## ● 環境教育・環境学習施設の機能向上（エコポリスセンター）

- ・ 区民の皆さんが、身近に環境問題に触れることができる施設として、環境教育・環境学習に関する豊富な情報を提供するとともに、区民や事業者の環境活動の支援に取り組んでいきます。
- ・ 環境教育・環境学習の施設として、絵本のまちとの連携を含め、親子がくつろいで環境にふれあう「居場所としての機能」や子どもたちが環境について学べる「学びの場としての機能」の向上に取り組んでいきます。



エコポリスセンターの企業展示  
(エコポリスセンターHPより)

## ② 協働の取組促進

環境に関する取組においては、区民や事業者、環境活動団体、教育機関（大学等）、行政などのステークホルダー（関係者）が協働し、相互に補完し合うことで、課題解決に向けた活動の発展的拡大などが期待されています。

区では、区民・環境活動団体等の活動を更に促進していくとともに、ステークホルダー（関係者）との協働を推進し、協働の輪を広げていきます。

## ● 区民・団体等の活動支援

- ・ 環境教育・環境学習拠点施設（エコポリスセンター）等において、育成した人材や環境活動団体が活動を実践する場や機会を設けていきます。
- ・ 環境活動団体等との交流は、環境問題解決に向けた取組を広げ、より効果的な活動を推進するための重要な手段です。団体との意見交換や団体同士の情報共有、連携事業の実施、研修会や講演会への参加等に取り組んでいきます。



登録制ボランティア  
エコライフサポーターの活動

## ● 環境パートナーシップの促進

- ・ ステークホルダー（関係者）の協働を推進するため、環境パートナーシップのネットワークの拡大を図るとともに、ステークホルダー（関係者）の協働を高める機会の創出やプロジェクト（地域連携プロジェクト）に取り組んでいきます。

## (5) 各主体の取組

### 区民の取組



- ・ 環境に関心を持ち、環境に関する学習・体験の場や機会に積極的に参加します。
- ・ 学んだ取組を暮らしの中で実践します。
- ・ 地域の環境保全活動に参加します。

### 事業者の取組



- ・ 企業が地球環境への影響を考慮し、持続可能な社会の実現をめざす経営手法としての環境配慮経営に取り組みます。エネルギー消費の削減や資源の有効活用、廃棄物の削減、再生可能エネルギーの導入など、自社に合った環境負荷を低減するための取組を実践します。
- ・ 企業における環境教育は、社員が環境問題に対する理解を深め、具体的な行動へと繋げるための重要な取組であり、社員が環境問題について学ぶ機会を設けるなど、社員の知識及び技能の向上に取り組みます。
- ・ 地域などにおける環境学習・環境教育、環境保全活動に積極的に協力します。

### 区の取組



- ・ 環境教育の動向や環境配慮経営の最新の動向や変化に対応し、時流に合った環境教育を展開していきます（例：体験を取り入れた実践的な学習の重視）。
- ・ 区内のユネスコスクールをはじめとする学校や事業者等と連携し、E S Dの視点を踏まえた環境教育等の充実を図ります。
- ・ 様々な形で環境問題への理解を深め、主体的な行動を促すことをめざし、ステークホルダー（関係者）による協働を積極的に推進していきます。
- ・ 率先垂範として、職員の環境意識の向上に取り組み、環境改善行動をはじめとした取組を推進していきます。

